

都農町過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)



宮崎県児湯郡都農町

令和7年 月 策定

目 次

1. 基本的な事項	1
（1） 都農町の概況	1
（2） 人口及び産業の推移と動向	2
（3） 行財政の状況	4
（4） 地域の持続的発展の基本方針	7
（5） 地域の持続的発展のための基本目標	8
（6） 計画の達成状況の評価に関する事項	8
（7） 計画期間	8
（8） 公共施設等総合管理計画との整合	8
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成・確保	9
（1） 現況と問題点	9
（2） その対策	9
（3） 事業計画	10
3. 産業の振興	10
（1） 現況と問題点	10
（2） その対策	13
（3） 事業計画	15
（4） 産業振興促進事項	16
（5） 公共施設等総合管理計画等との整合	16
4. 地域における情報化	16
（1） 現況と問題点	16
（2） その対策	17
（3） 事業計画	17
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	18
（1） 現況と問題点	18
（2） その対策	19
（3） 事業計画	19
（4） 公共施設等総合管理計画等との整合	21
6. 生活環境の整備	21
（1） 現況と問題点	21
（2） その対策	23
（3） 事業計画	25
（4） 公共施設等総合管理計画等との整合	26

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	26
(1) 現況と問題点	26
(2) その対策	28
(3) 事業計画	30
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	32
8. 医療の確保	32
(1) 現況と問題点	32
(2) その対策	33
(3) 事業計画	34
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	34
9. 教育の振興	34
(1) 現況と問題点	34
(2) その対策	36
(3) 事業計画	37
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	39
10. 集落の整備	40
(1) 現況と問題点	40
(2) その対策	40
(3) 事業計画	40
11. 地域文化の振興等	41
(1) 現況と問題点	41
(2) その対策	41
(3) 事業計画	41
12. 再生可能エネルギーの利用の促進	41
(1) 現況と問題点	41
(2) その対策	42
(3) 事業計画	42
13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項	42
(1) 現況と問題点	42
(2) その対策	42
(3) 事業計画	43
過疎地域持続的発展特別事業分（再掲載）	43

1. 基本的な事項

(1) 都農町の概況

① 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

【自然的条件】

本町は、北緯32度15分、東経131度28分にあたり、県都宮崎市と工都延岡市の中間に位置しています。その形態は東西15km、南北10km、総面積102.11km²を有し、東に日向灘、西には尾鈴の山並みと西高東低の丘陵性台地による平坦地が広がっています。

町土の約62%は山林で、尾鈴連山には、日本の滝百選に選ばれた矢研の滝をはじめ、大小30余の尾鈴山瀑布群が分布しています。ここを源流とする心見川、都農川、名貫川の3河川が東流しながら大地を潤し、日向灘に注ぎ込んでいます。

気候は温暖で日照時間が長く、積雪はなく、梅雨期から台風期までが多雨期にあたります。

このように本町は、住み良い気候と明るく開かれた地形に特徴があり、極めて恵まれた自然を有しています。

【歴史的条件】

本町の歴史は、古代日向の伝説に彩られています。日向之国一之宮である都農神社は、日向で最も由緒のある神社であり、「続日本後紀」には西暦800年代前半の事象として「都濃神」、「都濃皇神」の名が記されています。また、尾鈴山の伝説も古く、神体として信仰の対象とされていました。

荘園時代を経て、鎌倉時代から江戸時代にいたる間は、土持氏、伊東氏、島津氏の所領となっていました。1578年には、大友宗麟と島津義久の戦いがあり、都農神社が消失しています。

廃藩置県後の県制の流動時期を経て、明治16年に宮崎県児湯郡に入り、同22年に都農村、大正9年に都農町となり、令和2年に町制施行100周年を迎えました。

このような豊かな歴史資源に育まれた本町には、一之宮都農神社夏の太鼓祭、高鍋神楽、松原獅子などの伝統的文化遺産が現在に息づいています。

【社会的条件】

本町を取り巻く社会的条件の変化としては、平成26年3月16日に東九州自動車道(日向～都農間)が開通し、また平成28年春には同自動車道の北九州～宮崎間が全線開通になりました。この全線開通に伴い九州を周回するネットワークの形成がされ、移動時間も飛躍的に短縮になったことで、その利便性はもとより、各産業分野の発展や地域経済の活性化につながっています。

一方で、本町に設置されたインターチェンジから市街地内や観光地へ人の流れを誘導するため、平成25年度にオープンした道の駅「つの」には、年間約60万人以上の来場者が訪れ、本町の新たな観光拠点となっています。

また、あわせて本町唯一の県立高校であった都農高等学校が、県立高校学校教育整備計画に伴い令和2年度に閉校となったものの、その跡地については交流拠点としての活用を検討しています。

【経済的条件】

本町のもつ結節点としての機能は、県都宮崎市と工都延岡市の中間という位置づけによる人的・物的な交流点としての優位性にあります。これまでも、この特性を活かした企業の誘致や居住地としての定住促進に力を注いできましたが、人口減少を食い止めるには至っていません。

このような状況のなか、本町では令和2年6月にデジタルフレンドリー宣言を行い、情報通信技術(ICT)などの普及や利用促進に取り組んでいます。新型コロナウイルスの影響でデジタル化の必要性も高まっていることから本町の豊富な自然的資源を最大限に活用しつつ、基幹産業である第1次産業等の既存の産業にもこれらのデジタル技術を積極的に活用するとともに、新たな起業や企業誘致による就業機会の創出及び地域の活性化を進め、町の経済的発展につながる努力が必要と

されています。

② 過疎の状況

本町の人口は、昭和25年の15,670人をピークに高度経済成長期の急激な人口流出により、昭和47年には12,151人にまで下降しました。その後、一時期は増加傾向にあったものの、再び人口の減少が進み始め、過疎化の厳しい状況が続いている中、平成26年4月1日付けで『過疎地域』の指定を受けました。

過疎化の主な要因としては、基幹産業である第1次産業と雇用に大きく結びつく地場産業の低迷により、若年層を中心とする都市部への人口流出に歯止めがかからないことやライフスタイルの変化に伴う出生数の減少などが挙げられます。

これまでも、農林水産、観光業などの振興策や定住促進事業、企業誘致活動等へ取り組んできましたが、どれも決定打とならないまま人口の減少は今も続いています。

少子・高齢化による人口の自然減少が大きい本町にとって、それを上回る社会増を得られないことが人口減少の大きな原因であることから、本町では、様々な移住・定住事業を展開しており、今後も継続してこれらの事業を行っていくことが必要です。

③ 社会経済的発展の方向

長期に及んだ景気低迷や構造的な若年層の流出、少子・高齢化の進行、地域産業の担い手不足といった状況が続く中で、本町の経済は著しく低迷しているのが実情です。

今後の社会経済的発展のためには、現状課題への対応と根本的な解決策の両面から施策を展開していく必要があります。

本町の第1次産業の従事者数は、高齢化や担い手不足により、年々、減少していますが、基幹産業である第1次産業をベースとした産業の振興を図ることは重要な課題であり、農林水産業と観光商工業を一体化する、いわゆる農商工連携の振興による地域雇用の創出へ積極的に取り組んでいます。また、従来の基幹産業へのさらなる支援に加えて、企業誘致や起業支援等をはじめとする就業の場の確保、住宅政策、地域を担う人材の育成など視野の広い政策を展開しながら、少しでも経済の下げ止まり感を払拭していくことで、まちに活力を与えられるように努めていきます。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と動向

国勢調査の結果から本町の人口の推移を振り返ると、戦後に急増した人口は昭和25年には15,670人とピークに達しましたが、その後は高度経済成長期の人口流出により急激な人口減少が続き、昭和47年に12,151人まで下降しました。しかし、その後はUターンや流失の鈍化などによる増加に転じ、昭和60年頃までその傾向が続きました。昭和60年の人口は13,859人で、昭和45年と比べ1,380人の増加となりましたが、最近では再び減少傾向に転じ、平成27年には10,391人、令和2年には遂に10,000人を割る9,906人と過去最少人数となりました。近年の人口減少要因は、若年層の流出などの社会動態に加え、出生率の低下など自然動態によるものが大きく影響しています。

「表1-1(1)人口の推移」で示しているとおおり、若年者比率が平成2年の14.6%から令和2年には10.3%と4.3%低下している一方で、高齢者比率は17.0%から38.7%と21.7%も上昇しており、本町の高齢化は、県平均を上回るスピードで進行していると言えます。

また、令和6年度に策定した第3期都農町人口ビジョンの長期的推計(表1-1(3))によりますと現状のまま推移(コーホート要因法による推計)した場合、令和52年(2070年)の人口は4,079

人となり、令和2年(2020年)の9,906人から6割近く減少することが予測されています。このため、町としましては今後、合計特殊出生率の向上、将来的な転出を令和17年(2035年)までに10%抑制、転入率を10%増加となることを目標とし、令和52年(2070年)の目標人口を5,095人と設定していることから、本計画についても、この目標達成に向けての事業展開が必要です。

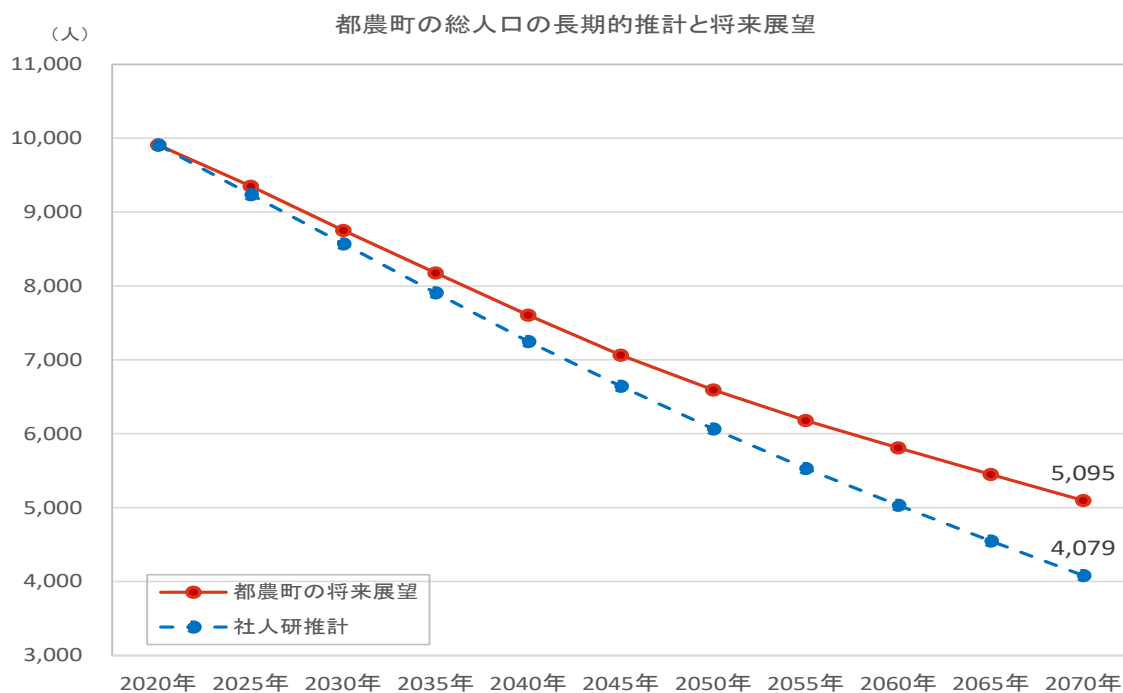
表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 13,486	人 13,229	% △1.9	人 11,811	% △10.7	人 10,391	% △12.0	人 9,906	% △4.7
0歳～14歳	3,286	2,779	△15.4	1,677	△39.7	1,338	△20.2	1,246	△6.9
15歳～64歳	8,590	8,201	△4.5	6,955	△15.2	5,445	△21.7	4,816	△11.6
うち15歳～29歳(a)	2,594	1,928	△25.7	1,673	△13.2	1,110	△33.7	1,020	△8.1
65歳以上(b)	1,610	2,249	39.7	3,179	41.4	3,607	13.5	3,838	6.4
(a)/総数 若年者比率	% 19.2	% 14.6	—	% 14.2	—	% 10.7	—	% 10.3	—
(b)/総数 高齢者比率	% 11.9	% 17.0	—	% 26.9	—	% 34.7	—	% 38.7	—

資料:国勢調査

注)総数は年齢不詳のものを含む

表1-1(2) 都農町の総人口の長期定期推計と将来展望



資料: 都農町人口ビジョン

② 産業の推移と動向

本町の産業別就業人口の総数は、令和2年に4,895人で、町人口の49.4%を占めておりますが、平成17年から令和2年までの15年間で969人減少し、増減率は△16.5ポイントとなっております。

昭和55年には39.6%を占めていた第1次産業就業人口ですが、農水産物の国際化による販売価格の伸び悩みや昭和40年代に始まった米の生産調整、木材価格の低迷等による農林水産業の不振によって急減し、令和2年には就業人口比率が26.6%にまで減少しました。さらに、就業人口に占める高齢者の比率が高いことや後継者不足から今後も減少は続く予想されます。

第2次産業就業人口比率は、平成7年までは増加傾向にありましたが、徐々に減少していき、さらに今後の製造業の伸びが期待できないことから、引き続き減少傾向と予想されます。

第3次産業就業人口比率については、余暇の増大や自然志向が高まる中で観光産業への転換が図られ、徐々に伸びてきましたが、総人口が減少していくことを考えると、消費者関連サービス業に対する需要は大きく見込めないため、今後の大幅な伸びは期待できません。

今後は、都農町が持つ農業と交通の利便性など、地域の大きな特色を活かし農業を中心に6次産業化に向けた取組のさらなる強化を図り、新たな地場産品の創出や地域資源の掘り起こしと高付加価値化を行い、都市部など大消費地への販路を開拓・拡大することにより効果的に域外から稼ぎ、効率的に域内で循環させる地域経済構造を生み出すことで、地場産業の発展と雇用創出につなげる必要があります。

さらに、人口減少や少子高齢化に伴う労働力不足への対応として、高齢者や女性、障がい者、外国人などの多様な人材が活躍できる仕組みや様々な産業における事業承継や後継者不足の解消に取り組む必要があります。

表1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査)

区 分	昭和 55 年			平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 6,894	人 6,609	% 3.1	人 5,864	% △11.3	人 5,074	% △13.5	人 4,895	% △3.5		
第1次産業 就業人口比率	% 39.6	% 35.6	—	% 29.3	—	% 27.5	—	% 26.6	—		
第2次産業 就業人口比率	% 26.4	% 28.3	—	% 25.3	—	% 23.6	—	% 22.2	—		
第3次産業 就業人口比率	% 34.0	% 36.1	—	% 45.4	—	% 48.9	—	% 51.2	—		

(3) 行財政の状況

① 行 政

これまでの地方自治は、国家依存、中央集権の度合いが強いのとされておりましたが、「地方分権」が進展する中、地方には自主性・自立性を持ったまちづくりが求められています。

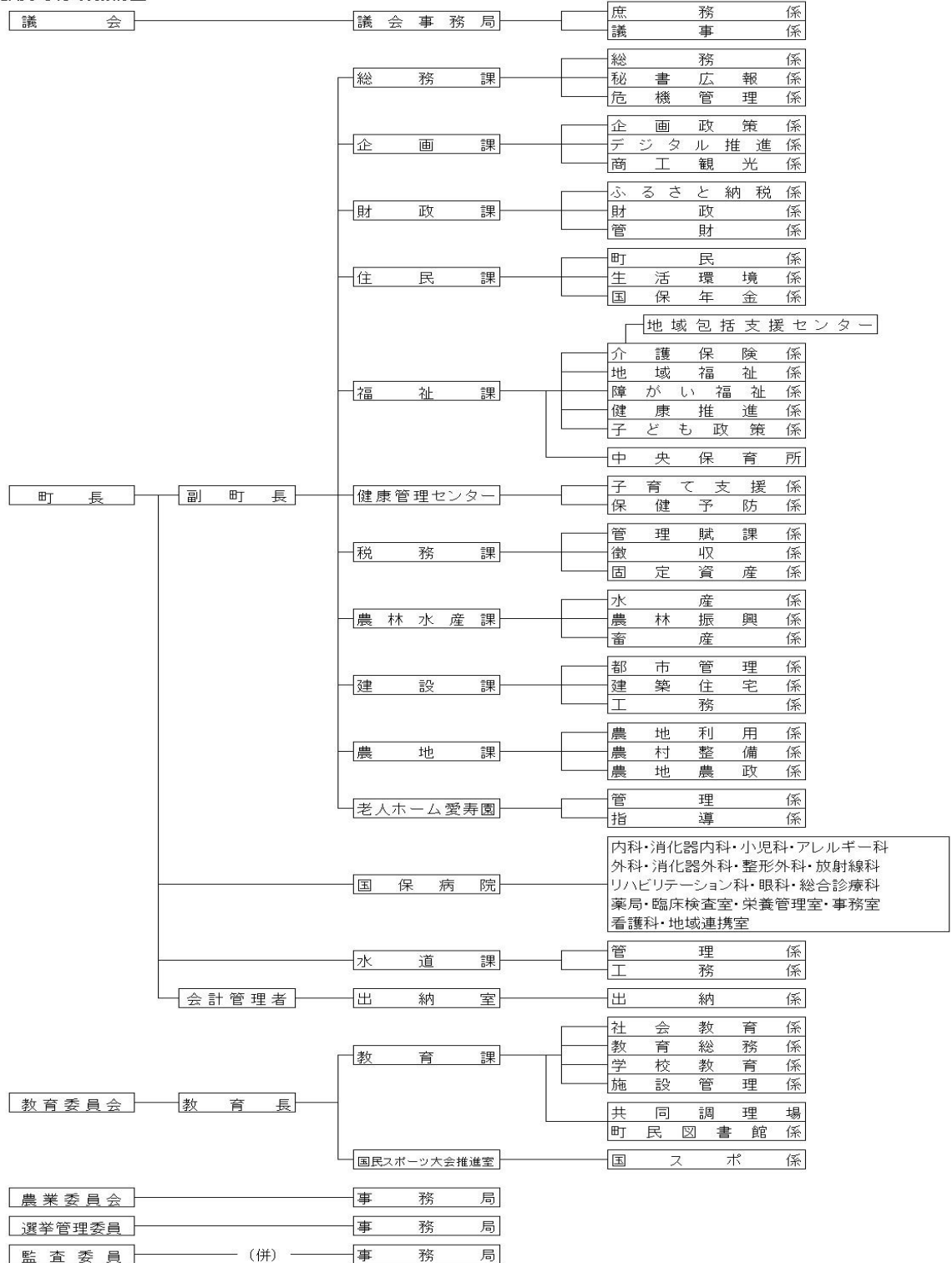
地方の個性を活かした魅力ある地域づくりを行っていくためには、住民ニーズと時代の潮流を把握し、「独自の政策形成能力と自己責任」を担える力量を身につけることが重要となっております。

行政運営の将来の見通しとしては、近年の急激な社会情勢の変革により非常に難しい状況にあります。税収の減少、債務の返済、福祉予算の増大など、今後の財政負担の増大は必至であり、行政課題も多様・複雑化しています。

このため、職員一人一人が住民ニーズを的確に捉え、行政運営の公平性を確保しつつ、住民に対する説明責任をしっかりと果たしながら、相互に協力、連携するまちづくりを推進していく必要があります。限られた財源や人員の中で効果的な行政運営の推進を図り、社会経済の動向に迅速かつ柔軟に対応していけるような行政組織や職員資質の向上に努めてまいります。

町の行政機関は、町長、議会、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会及び監査委員で構成され、令和7年4月1日現在の職員数は205人となっています。

都農町行政機構図



② 財政の現状と動向

本町の経済・産業は近年低成長の傾向にあり、若者の転出や所得の流出も顕著であることから、財政基盤は決して強いものとは言えません。令和2年度の財政力指数は0.32で、県内町村平均の値(0.39)と比べると低いものになっています。

また近年は、高齢化の進行や子育て施策の推進等に伴い扶助費の上昇、地方債発行による公債費の増加、これに人件費を加えた義務的経費の伸びにより、経常的に厳しいと言わざるを得ない局面を迎えています。今後は、財政の安定化・健全化を図るために、徹底して歳出予算全般を見直すとともに、現在、重点的に取り組んでいる企業誘致、産業の振興、ふるさと納税事業等によって町民所得の向上を目指し、財政基盤の強化を図る方針です。

次に、一般会計の決算状況については表1-2(1)のとおりです。

平成22年度と令和2年度を比較しますと、歳入総額は20,171,406千円(370.4%)の増、同じく一般財源については271,524千円(7.6%)の増となっています。

また、地方債は157,951千円(38.9%)の増となっていますが、これは主に道路整備事業等に係る過疎対策事業債の増加に伴うものです。

歳出については、総額で19,832,364千円(377.0%)の増であり歳入とほぼ同様の規模で推移しています。

なお、投資的経費については、水産業振興施策や企業立地促進対策事業等を優先的に実施しているほか、相次ぐ豪雨による道路インフラ等の復旧工事も重なり、近年は増加傾向となっています。

今後は、限られた財源の中で、町民の多種多様化するニーズに対応できるよう、企業誘致施策や定住促進事業等を一体的・重点的に取り組むとともに、過疎債を有効に活用することで地域経済の振興と発展を図り「過疎からの脱却」を目指していきます。

表1-2(1) 財政の状況

(単位:千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	5,445,455	7,074,523	25,616,861
一般財源	3,550,003	3,598,931	3,821,527
国庫支出金	521,971	598,042	2,344,642
都道府県支出金	430,820	427,116	571,868
地方債	406,029	655,314	563,980
うち過疎対策事業債	0	456,600	364,100
その他	536,632	1,795,120	18,314,844
歳出総額 B	5,260,668	6,778,726	25,093,032
義務的経費	2,454,278	2,562,531	2,969,170
投資的経費	583,396	789,155	1,446,821
うち普通建設事業	577,132	783,648	1,406,906
その他	2,222,994	3,427,040	20,677,041
過疎対策事業費	0	519,563	464,351
歳入歳出差引額C=(A-B)	184,787	295,797	523,829
翌年度へ繰越すべき財源 D	48,888	103,443	244,426
実質収支C-D	135,899	192,354	279,403
財政力指数	0.27	0.28	0.32
公債費負担比率	16.6%	13.1%	10.9%
実質公債費比率	17.0%	10.2%	9.3%
起債制限比率	—	—	—

経常収支比率	82.4%	90.1%	87.4%
将来負担比率	69.2%	47.0%	—
地方債現在高	5,443,509	5,822,855	5,987,290

資料: 地方財政状況調

注) 区分は地方財政状況調の記載要領による

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和2 年度末
市町村道					
改良率(%)	—	63.9	70.0	74.0	74.5
舗装率(%)	—	68.1	74.2	78.6	79.8
農道					
延長(m)	—	—	—	11,820	11,820
水道普及率(%)	6.9	93.3	96.9	98.3	98.5
水洗化率(%)	—	—	60.0	78.9	82.2
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	4.5	4.6	5.0	5.5	6.2

資料: 公共施設状況調

(4) 地域の持続的発展の基本方針

若年層を中心とした人口流出、出生率の低下、高齢化の進行や基幹産業である第1次産業の低迷による過疎化は、本町における地域活力の著しい停滞を招いており、平成26年4月1日付けで『過疎地域』の指定を受けることになりました。

このため、本町は、宮崎県の過疎地域自立促進方針と同一基調のもとに策定した「過疎地域自立促進計画」に基づき、子育て世代の人口流出を防ぎ移住・U I J ターン者等の定住を促進するために、保育料や子ども医療費の無料化等地域振興や活性化に向けた諸政策を展開してきましたが、町民の定住に結びつく就業の場の不足等から、活力ある地域づくりに欠くことができない若者の町外流出や急激な高齢化等、厳しい傾向が続いている状況です。

しかしながら一方で、近年都市圏への人口の集中により大規模な災害、感染症等による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化している中、過疎地域の担うべき役割が一層重要となっている状況もあります。

これらの状況を鑑み、都農町においても過疎地域の役割を担うとともに持続可能な発展を果たすため、新たな宮崎県の過疎地域持続的発展の基本方針に基づき過疎地域持続的発展計画を策定し、更なる移住・定住政策の施策の展開、本町の基幹産業である第1次産業を軸とした就業の場の創出などに努め、就業の支援を図っていきます。

さらに、情報化・循環型社会への移行といった時代のニーズをくみ取りながら、情報通信環境の充実を図り、若者定住や高齢者の安心・安全に対応する施策にも取り組みます。

また、豊かな自然や地域の資源、特色を活かした地方ならではの「ひと」と「自然」を守り、安心・安全で快適に住めるまちづくりを進めていかなければなりません。人と自然が共生する環境整備や住民生活に安らぎと満足を感じられる生活環境の整備を促進していきます。

恵まれた自然環境と調和した農林水産・観光業の振興、道路交通網をはじめとする生活基盤の整備、豊かで潤いのある住環境の整備等を進め、さらに保健・医療と福祉の充実、教育と地域文化の振興などに積極的に取組ながら自立促進を図ります。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

目標指数	現況値	目標値	出典
転入者	159人 (R4.10.1～R5.9.30)	1年間：150人 5年間：750人	現住人口等調査
出生数	67.3人 (R2～R4の平均値)	1年間：67人 5年間：335人	現住人口等調査

※第3期都農町まち・ひと・しごと創生総合戦略の目標値とします。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

評価に関しては、毎年度、目標達成に向け実施した施策の実績を基に、関係課と連携し検証を行います。また、最終年度については外部有識者・町民から構成される評価委員会による評価を実施するものとします。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5か年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

① 基本的な考え方

本町の公共施設等総合管理計画は、町民の安全・安心を確保し、子どもや孫の世代が安心して暮らせる地域社会を築いていくため、真に必要な公共施設等を安全に保有し続けることができる運営体制を確立していくことを目的とします。

そのため、本町が保有する全ての公共施設等を対象に、総量抑制（保有量の縮減）、施設の維持管理・運営方法の見直し、資産の有効活用など、公共施設に関する将来的な財政負担を軽減するための取組を積極的に行います。

② 取組の視点

本町の公共施設等の管理・整備については、都農町公共施設等総合管理計画に基づき取り組んでいきます。

■保有総量を縮小し、将来更新負担額を軽減

利用状況の検証や施設間の調整等により、施設の統合・複合化を検討します。

新規施設の建設や施設の更新等が必要となった場合、まず、既存施設の有効利用（機能移転、複合化、用途変更等）について検討します。将来的な維持管理費用等を総合的に勘案し判断をします。

■長寿命化の推進によるライフサイクルコストの低減

都農町長寿命化修繕計画（令和4年3月）および都農町公共施設個別施設計画（令和3年5月）等に基づき、計画的な点検や修繕等により、橋梁や施設の長寿命化を図ります。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

① 移住・定住

若者を中心とした人口流出、出生率の低下、高齢化の進行などにより、基幹産業である農林水産業の後継者不足をはじめ、あらゆる分野において地域を支える担い手が不足してきており、まちの活力低下が懸念される状況となっています。

そのため、人口減少対策としてはもちろん、地域の活性化に繋げるためにも、転出超過による社会減の緩和や、進学や就職を機に町外に転出した若い世代がまちに戻ってくるような、U I Jターンを含めた移住促進に取り組む必要があります。

併せて、移住するためには住まいが不可欠であるため、空き家の利活用を含めた住宅確保に関する支援などにより、安心して住み続けられるための定住に対する取組も必要となっています。

② 地域間交流の促進、人材育成・確保

本町には、恵まれた自然環境や豊富な農産物、親しみの持てる町民気質など、他の地域にも自慢できるような魅力を有しています。これらの地域資源を有効に発信・活用していくことは町の活性化には欠かせません。

地域が持つ豊かな自然や固有の特性などに関心が高まる中、町が保有する地域資源をきっかけに他の地域の人々と分野を超えて繋がり、人・モノ・技術の交流や循環、新たな結びつきが起こるような交流人口の拡大に向けた取組を進めていく必要があります。

また、産業や集落コミュニティーなど地域を支えている様々な分野においても、担い手確保や地域の活力としての人材育成にも取り組んでいく必要があります。

(2) その対策

① 移住・定住

都会に住む若者や子育て世代に対して、本町の豊かな自然や、充実した子育て支援策、移住・定住に関連した各種奨励措置などに関する情報提供や働きかけを行い、U I Jターンを含めた移住促進を図ります。

また、移住後における悩みや相談などへの対応の充実とともに、空き家バンクと連動したリフォーム補助や住宅取得に対する支援などにより、定住へとつなげていきます。

② 地域間交流の促進、人材育成・確保

イベントや農業体験、スポーツ大会の開催などによる交流の機会を創出し、交流人口の拡大を図るとともに、仕事や趣味、ふるさと納税、二地域居住を含め様々な形でまちに関わる関係人口の創出を通じた地域間交流の促進を図ります。

また、地域の活性化や課題解決等につながる「地域おこし協力隊」や外部人材、都市住民も巻き込んだ地域づくりに取り組みます。

さらに、医療、福祉などの専門分野における人材や地域リーダーの育成について大学や支援機関などと連携し取り組むとともに、地域内の労働力に関しても特定地域づくり事業協同組合による人材の育成・確保を図ります。

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定 住・地域間交 流の促進、 人材育成	(1)移住・定住	定住促進奨励事業 (町内定住住宅取得奨励金事業、保留地等取得奨励金 事業、就業者転入奨励金事業、就業者転入奨励に伴う 住宅家賃助成金事業、空き家家財道具等片付け奨励金 事業、住宅リフォーム事業)	町	
		都農町移住支援金	町	
		空き家バンク事業	町	
		地域おこし協力隊受入れ事業	町	
人材育成	(2)過疎地域持続的 発展特別事業	地域活性化起業人受入れ事業	町	
		特定地域づくり事業	民間	

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農業

本町の産業振興を図る上で、基幹産業である農業は切り離して考えることはできず、農業の振興をどのように推進していくかが、本町の重要な課題です。

しかしながら、農林業センサスの結果にも示されているとおり、農業従事者の高齢化による離農に加え、農産物の価格低迷や物価高騰による経費上昇など厳しい経営環境が続く中、受け手となる後継者が不足するなど、農業従事者は年々減少しており、本町の農業振興は一層厳しさを増している状況です。

このようなことから、今後は、農業生産基盤の整備を推進するとともに、農地の有効活用や担い手への農地の集積・集約化を加速させ、新規就農者の受入れ体制の整備、認定農業者の確保、農業法人・集落営農組織の育成、企業の農業参入の支援を行うことにより、担い手の育成・確保の推進を図っていく必要があります。さらに、農業就業人口の約半数を占め、農業や地域の活性化において重要な役割を果たし、6次産業化などの担い手として大いに期待されている女性農業者についても、その力が一層発揮されるよう支援していくことが重要です。

また、畜産業においては、生産基盤を強化していくための様々な取組を行っておりますが、資機材の高騰による経費の上昇に加え、生産物の価格低迷による後継者不足等により、生産基盤の維持が課題となっているため、各種事業に取り組み、防疫対策を徹底しながら、計画的に飼養頭数を増やしていくことが必要となっています。

(別表1) 専業別農家数及び農家人口

(単位:人、戸)

区 分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和2年
農家人口	3,558	2,746	2,319	1,841	1,159

農家戸数	812	640	595	527	483
専業	342	273	304	293	225
1種兼業	139	175	131	111	36
2種兼業	331	192	160	123	222

資料:農林業センサス

(別表2) 年齢別の農業就業人口

(単位:人)

区分	15～ 19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 69歳	70～ 74歳	75歳 以上	計
令和2年	0	27	63	107	137	325	149	195	1,003
平成27年	4	32	69	87	188	307	104	271	1,062
平成22年	22	32	83	124	276	291	172	325	1,325
平成17年	18	71	97	181	323	306	209	313	1,518
平成12年	35	81	126	310	298	490	231	249	1,820
平成7年	82	86	246	385	337	572	220	229	2,157

資料:農林業センサス

② 林業の振興

本町の総面積 10,211ha のうち、林野面積は 6,379ha で総面積の 62%を占めており、その内訳は、民有林、1,401ha の 22%、国有林、4,978ha の 78%です。民有林面積のうち人工林の面積は 604ha、人工林率は 43%となっています。

民有林の整備は、森林組合を中心に造林補助事業等を取り入れながら、国産材の産地化を目指して積極的に取り組んでいます。また、これらの森林は、国土保全や防災面での重要性も高いことから、保全を基本としつつ、木材生産の経済的効果が高度に発揮されるように積極的な活用にも取り組んでいく必要があります。

③ 水産業の振興

漁業は、自然の恵みである水産資源を直接利用する産業です。このため、漁場の保全等、水産資源の適切な管理を行いながら、合理的利用を進めていかなければなりません。

今後は適切な資源管理とあわせて、稚魚の放流、増殖場造成事業など生産基盤の整備を図るとともに、漁港の整備、流通基盤の確立を促進していくことで、漁業の生産性・効率性の向上を目指していく必要があります。

また、現在、本町においては観光的な意味合いでの事業の展開は見られませんが、今後、交流人口の拡大による町の活性化を図っていく上でも、町の貴重な資源である漁業の積極的な活用が望まれています。

④ 地場産業の振興

本町で生産する農林水産物を活用し、観光と連携した付加価値の高い特産品をどのように開発していくかが大きな課題となっています。

都農ワイナリーで醸造する地元産ぶどうを使った都農ワインは、国内だけでなく国外においても高い評価を得ており、ブランド化が進んでいます。今後、都農ワイナリーの認知度をさらに広めていくためには、海外輸出など新たなプロジェクトを推進していかなければなりません。

また、基幹産業である農業と漁業の安定的な経営と所得向上を図るために、地域の農林水産業と

商工業が連携して、新品目やサービスを開発できるように生産者自らが加工開発や販売等を行う6次産業化への取組を促進する必要があります。

⑤ 企業の誘致と起業の促進

これまでの本町における企業誘致の取組は、食品や産業関連用品などの製造業を中心とした工場の立地を促進してきました。ここ数年においては、都農ICを有する東九州自動車道の全線開通による交通網の発達やデジタル化やDX等による情報化の進展により物流業や情報サービス業などの関連施設を立地する企業の進出も見られます。

今後は社会情勢の変化を踏まえたうえ、地域の強みを生かせるような企業誘致に取り組んでいく必要があります。

また、町の活性化や移住・定住促進の観点からも雇用の場の創出は非常に重要な施策の一つとなっていますが、一方で労働力や人材不足という問題も表面化してきているため、若年や女性をはじめとする雇用の確保や起業促進に対する取組が必要となっています。

⑥ 商業

本町商店街は、計画的な商業集積が図られておらず、自然発生的な商店街として現在に至っています。流通・交通網の発展に伴い町民の町内での購買力は次第に低下し、日向、高鍋及び宮崎方面の大型店舗に流失しているのが現状です。

しかし、近年では町内への大型店舗の進出もあり、平成26年と比較すると事業所数は減少していますが、従業者数、売上金額ともに増加傾向にあるものの、商店街における閉塞感は益々深刻化を増しており、後継者不足による廃業など空き店舗が目立つ状況です。

今後は、本町の歴史的、文化的な特性を活かした商業集積などの魅力ある商業地づくりへの検討が求められています。

また、商工会をはじめ農林水産業関係機関の連携による共同事業や販路開拓の展開などを通じた地域ブランド化を推進し、地域との連帯意識や組織活動を育てていくことが必要です。

(別表3) 卸・小売商業店舗数、従業者数、年間販売額の状況

(単位:店、人、万円)

年度		平成9年	平成14年	平成19年	平成26年	令和3年
卸売業	店舗数	7	9	14	9	
	従業者数	33	39	85	64	
	販売額	207,122	653,037	1,065,999	450,700	
小売業	店舗数	142	125	100	69	
	従業者数	541	634	505	404	
	販売額	882,697	902,863	747,610	655,900	
合計	店舗数(事業所数)	149	134	114	78	70
	従業者数	574	673	590	468	559
	販売額(売上金額)	1,089,819	1,555,900	1,813,609	1,106,600	1,380,600

資料:平成9年～平成26年商業統計調査、令和3年経済センサス(卸・小売業に統一)

⑦ 観光及びレクリエーション

本町の観光・レクリエーション資源は、これまで尾鈴県立自然公園、都農ワイナリー及び一之宮都農神社を中心としており、その豊かな自然資源は、宮崎県央の拠点となり得る可能性を有してい

ます。

そのような自然を有している本町は、道の駅「つの」を平成 27 年度にオープンし、令和6年6月で来場者数が 700 万人を突破するなど、新たな観光拠点となっています。

しかし、道の駅の集客が町内の他の観光施設へとつながっておらず、町内の観光資源を十分に活用できていないのが現状です。今後、都農ならではの魅力的なプログラム・滞在してもらう仕組みを構築し、新たな人の流れを作り出すことが必要です。

(2) その対策

① 農業

本町の農業は、温暖な気象条件を活かした早期水稻をはじめ、施設園芸（トマト、きゅうりなど）や果樹（ぶどう、みかん、なしなど）、特用作物（茶）、畜産（ブロイラー、肉用牛、養豚など）などの導入が進められ、我が国における食糧供給基地である本県農業において、重要な役割を果たしています。今後も、これらの作物を引き続き推進するとともに新たな作物導入にも取り組み、農業所得の向上を図ります。

また、将来の地域農業を担う認定農業者や法人等への農地の集積・集約化を推進し、農地の利用方法を地域ごとに作成した「地域計画」を更新し、農地中間管理機構事業等を活用しながら、地域の要望や実情に応じた農地利用の最適化を図ることにより効率的な農業経営を推進します。

あわせて、必要な場には水田・畑地の整備促進、耕作放棄地の解消など農業基盤整備を積極的に実施することで、農地の集積・集約化をバックアップするとともに、大型機械の導入など生産基盤の強化や経営環境の整備等を進めながら農業経営の効率化、省力化を図ります。

さらに、本町の自然的・地理的条件を活かした付加価値の高い農業や他産業と連携した 6 次産業化を推進します。

担い手の育成・確保については、中核農家はもちろん、親元就農・移住・U I J ターン者も含めた新規就農者及び農業後継者の育成、農業法人・集落営農組織の育成、企業の農業参入など新たな担い手についても積極的に支援しながら、定住や雇用確保に努めます。

特に、農業の担い手として重要な役割を果たしている女性農業者に対しては、仕事と生活のバランスに配慮した働き方を推進する上でも、家族経営協定締結の推進やその就業環境の整備等を図りながら担い手としての育成に努めます。

畜産の振興については、家畜の導入を計画的に進め、畜産農家への防疫に対する意識の向上を図りながら体制の整備を行い、家畜防疫の先進地を目指します。また、飼料自給率の向上のため農地の有効活用を図ります。

更に、農家の高齢化、後継者不足を解消するためスマート農業を推進し、省力化や効率化を図り担い手不足の解消や規模拡大を目指します。

② 林業の振興

林業の振興については、除間伐など森林経営の委託の推進により、人工林の保育作業等を適正に実施していくとともに、林道・作業道を整備し森林施業の効率化を図り、公益的機能を果たす森林と優良材生産を目標とした森林づくりに努めます。

また、林業収入の向上を図るため、間伐材や林地・製材工場の残材など未利用材を活用する木質バイオマス発電所や木質ペレット工場に対する側面的支援を行っていきます。

③ 水産業の振興

水産業の振興については、漁業収入の安定を図るため、増殖場の設置による水産資源の繁殖保護に努めるとともに、魚介類の産卵の場、幼稚仔の保護、育成の場を担う「藻場」の回復による永続的かつ安定的な漁業経営基盤の強化を図ります。また、あわせて放流事業や養殖事業など「つくり育てる漁業」の展開や水産加工品の開発による販路拡大も行い、漁業者の収入向上、安定経営につなげていきます。

④ 地場産業の振興

基幹産業である農業と水産業の安定的な経営と所得向上を図るため、農水産物のブランド化と販路拡大・販売促進及び地産地消を含めた消費拡大に努めます。

そのために、生産者と商工業が連携した新商品の開発や生産者自ら加工・販売に取り組めるような環境を整備しながら地場産業の育成を強化し、更なる振興を図るため、生産から流通・加工・販売に至る一体的な生産基盤の整備を進めていきます。

また、すでに高い評価を得ている都農ワインにつきましても、今後、新たな商品の開発やブランド化を進めることで、都農ワイナリーの認知度を国内外に広めていく取組を行います。

特産品の販路としては、道の駅「つの」や町内の各観光施設、直売所などを有効に活用するとともに、ふるさと納税の返礼品による宣伝効果や県営の「みやざき物産館KONNE」・「新宿みやざき館KONNE」などの情報発信基地を十分に活用した販売ルートの拡大とニーズに合う商品づくりに努めます。

⑤ 企業誘致と起業の促進

ワーケーションや交流人口の拡大など、地方創生の取組としても都市部から地方への事業所移転等の動きが広まりつつあるこの機会を捉えた企業誘致活動を行い、本町独自の企業誘致の奨励措置の周知を図りながら、町の特性や地域資源を生かせるような親和性の高い企業誘致を進めていきます。

また、これまで誘致した企業においては、物価高騰などの経済情勢や複雑・多様化する社会情勢の変化などに起因する経営問題に対しても側面支援を行っていきます。

さらに、近年各地で農業関連による起業が増加しており、本町においても農業の6次産業化による新たな雇用創出を目指し、特に、若手起業家などの人材育成にも努めていきます。

⑥ 商業

道の駅「つの」、一之宮都農神社を核とした歴史的、文化的な特性を活かし門前町をイメージした商業集積など、魅力ある商業地づくりへの検討を行うとともに消費者の視点に立った商業振興を図り、魅力ある商業環境づくりを推進します。

商工業者の一層の自助努力を促すとともに、商工会との連携強化や新たな販路開拓を行い、町内外の購入層を増やせるよう地元商工業者の経営基盤を強化します。さらには、新事業への意欲を高めつつ、既存事業の発展にもつながる施策を推進します。

⑦ 観光及びレクリエーション

尾鈴県立自然公園は、尾鈴山や日本の滝百選にも選ばれた「矢研の滝」をはじめとした大小30を超える滝からなる尾鈴山瀑布群（昭和19年国の名勝指定）が存在する自然豊かな公園です。

今後は、この自然を観光資源として最大限に活用できるようキャンプ場の周辺環境の整備を行い、

体験型や滞在型の観光・レクリエーションを推進します。

また、地域の魅力や資源を活かせる住民主体の組織（人と地域が自ら行動できる体制）・おもてなしのまちづくりの体制をつくり、道の駅「つの」、一之宮都農神社、都農ワイナリー、藤見公園などと連携した都農ならではの観光ルートの開発やそれぞれの観光施設の魅力と歴史、文化、自然体験など来訪者の目的に対応できる多様な観光ネットワークの形成を図ります。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
2 産業の振 興	(1)基盤整備 農業	荒廃地再生事業	町		
		福原尾地区ほ場整備事業	町		
	(2)漁港施設	【既】県営漁港改修事業	県		
		浜の活力再生交付金事業	町		
		水産物加工センター設備整備事業	町		
		養殖施設設備整備事業	町		
		都農町サステナブル水産業プロジェクト	町		
	(5)企業誘致	企業誘致向け土地整備事業	町		
		都農高校跡地有効活用事業	町		
	(9)観光及びレクリエ ーション	尾鈴キャンプ場整備事業	町		
		都農ワイナリー周辺整備事業	町		
		道の駅「つの」整備事業	町		
	(10)過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業	農業支援事業		認定農業 者等	
		新規就農者研修受入れ事業		町	
		新規就農者育成総合対策事業		町	
		農業法人支援事業		町	
		肉用牛生産基盤強化対策事業のうち「家畜導入及び自家保留補助事業」		町	
		肉用牛生産基盤強化対策事業のうち「飼料安定供給支援」と「地域生産システム検討」		町	

	商工業・6次産業化	漁業振興対策基金事業・基金積立 ※産業の振興	町	
		漁業資源繁殖施設整備事業 ※産業の振興(築いそ整備)	町	
		農業振興対策基金事業・基金積立 ※産業の振興	町	
		地域食材を活用した商品開発、地域ブランディング事業	町	
	観光	都農町商工会運営補助金	商工会	
		都農町観光協会補助金	観光協会	
	企業誘致	道の駅『つの』指定管理事業	町	
		企業立地促進に関する奨励金事業	町	

(4) 産業振興促進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計 画 期 間	備 考
都農町全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

当該業種の振興を促進するために行う事業は、上記(2)(3)と同じとします。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

① 現況と課題

産業系施設は、建物9棟(延床面積3,283㎡)を保有していますが、都農ワイナリー関連施設については、ほとんどの施設が20年を経過しており、改修が必要な個所等が徐々に増えつつある状況です。

② 管理に関する基本的な考え方

都農ワイナリー関連施設については、(株)都農ワイン整備計画及びワイナリー周辺構想をもとに維持管理・改修等を計画します。

その他施設については、蓄積した管理情報を活用して計画的な維持保全を実施することにより長寿命化を図ります。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

近年の情報通信分野における技術やサービスの飛躍的な進歩は、距離的・時間的に不利な条件を持つ地域において、その非効率性などを解決しつつあります。

しかし、高齢者の多い本町では、インターネットの普及が十分に進んでおらず、利活用の向上についても推進していくことが課題となっていました。このため、本町では令和2年6月にデジタルフレンドリー宣言を行い、「町民誰もがデジタルに慣れ親しみ、多世代多様な交流を楽しめるまち」を目指して、町内全域の光回線整備を行うとともに、全世帯に対しタブレット端末を無償貸与するなどの施策を行ってきました。また、全町民がデジタルを使いこなせるよう、地区別の講習会の開催や常設のヘルプデスクを設置し、デジタルデバインド対策にも取り組んできました。これにより、町内世帯のスマートフォンの保有状況は80.7%で、全国、宮崎県平均を上回る状況となっています。

デジタルフレンドリー宣言以前は、「住民がスマートフォン等のデジタル機器を使い慣れていない」ことへの配慮から、住民向けの行政サービス等でオンラインやデジタル機器を活用した施策を進めにくい状況にありましたが、現在は、デジタル技術を活用した施策に、より積極的に取り組める環境にあるといえます。

また、あわせてテレビ放送サービスについては、難視聴地域対策として設置した共同受信施設の改修に伴う地元負担の対応にも取り組んでいかなければなりません。

(2) その対策

高度情報化社会の中、個人番号カードを利用したコンビニエンスストアでの証明書等発行など、住民のニーズに合わせた行政サービスの向上に取り組んできました。今後も、住民ニーズを的確に捉え、より質の高い行政サービスを提供していく必要があるため、令和2年度に導入した「データ連携基盤」を活用し、住民が必要なときに必要なサービスを受けられるといったデジタル化による恩恵を享受できる施策に取り組んでいきます。

また、災害対策の強化や、地域活性化のツールとして有効な公衆無線LAN (Wi-Fi) の整備が求められているため、観光・防災拠点などを中心に公衆無線LAN環境の充実を図っていきます。

NHK共聴施設ケーブル更新工事に伴って、通常、問題なく地上デジタル放送が受信できる地域と比較しテレビ受信にかかる負担金が多い地域については、地域における不均衡の解消に取り組みます。また、近年の通信技術の進展を踏まえ、既存の方式からケーブルテレビによる施設の代替も含め検討を行っていきます。

なお、デジタルフレンドリー宣言に基づく、デジタル活用の取組については、今後も引き続き推進を図っていきます。全世帯に対し無償貸与しているタブレット端末の通信費補助期間が令和8年2月末に終了することに伴い、新たな通信環境の確保のため、公民館等への公共Wi-Fiの設置を検討していきます。

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における 情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 防災行政用無線施設 ブロードバンド施設	防災行政無線屋外放送子局更新工事	町	
		公民館等への公共Wi-Fi設置事業	町	
		電算室非常用電源機器設置事業	町	

	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	デジタル技術活用	デジタルフレンドリー推進事業	町	

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 道路

本町の幹線道路網は、南北に縦断する国道10号とそれに接続するように整備されている主要地方道の都農綾線及び一般県道の都農停車場線・東都農停車場線・山陰都農線・高鍋美々津線・尾鈴川南停車場線の7路線で構成されています。また、東九州自動車道の開通に伴い、都農ICと県道都農綾線を結ぶ都農インター線が整備されました。

これらの国県道に接続するように町道網648路線(341km)が町内の各地域をつないでいます。こうした道路網はこれまでも計画的に整備してきましたが、都農綾線・都農停車場線については、交通量が多く、沿線住民や歩行者の安全確保及び大雨時の排水対策が必要となっています。

また、県道山陰都農線については、離合が困難な未改良区間も多く、早期改良が求められています。町道については、改良率74.9%、舗装率80.3%となっていますが、簡易舗装による整備路線が多く、舗装の老朽化も激しいため、計画的な改良や修繕整備が必要です。

東九州自動車道が開通したことにより、本町への来訪者や高速道路利用者の利便性と安全性の確保を図るため、交通体系の再構築が求められています。さらに、近年の歩行者を巻き込んだ交通事故の多発に伴い、児童及び高齢者の安全確保を優先した道路整備や交通安全対策も重要な課題となっています。

② 橋梁

令和5年度に更新した橋梁長寿命化修繕計画や定期点検の結果に基づき、計画的な修繕を行っていますが、全体的に老朽化が進んでいるため、今後も計画的な修繕及び定期的な点検が必要です。

③ 農道

農業が基幹産業である本町にとって、農業基盤の整備は、農業の振興に欠くことのできない課題です。農業地域内の道路については、ほとんどが町道認定されており、様々な農業基盤整備事業を活用し整備してきましたが、町道認定を受けていない支線農道については、未舗装の路線が多数残っています。

④ 交通手段の確保

高齢化や人口減少に伴い、高齢ドライバーの免許返納や核家族化による家族送迎の負担の増加などから、地域における公共交通の果たす役割は大きくなっています。

本町における、かつての路線バスは全て廃線となっており、現在はその路線を引き継ぐ形で、町が運行主体となり、コミュニティバスや乗合タクシーにより、生活路線と通学路線の一体的運行を行うことで移動手段の確保を行っています。

しかし、公共交通の維持・確保には、財政負担も大きいうえ、担い手不足も問題となっているため、地域住民のニーズに応じた効率的で持続可能な公共交通網の再編を図る必要があります。

(2) その対策

① 道路

(県道)

主要地方道都農綾線及び一般県道都農停車場線については、東九州自動車道の開通に伴い通行車両が増加し、自転車や歩行者の安全確保が課題となっています。このため、歩道・安全施設整備の要望を行うとともに、併せて抜本的な排水対策についても働きかけを行っていきます。

また、一般県道山陰都農線や国道10号と県の緊急輸送道路に指定されている町道征矢原立野線を結ぶ幹線道路についても、大型車の通行や離合に支障をきたしている幅員が狭い区間について、関係機関に早期整備を強く働きかけていきます。

(町道)

町道については、幹線道路及び自転車や歩行者の多い道路の整備を重点的に進めてきました。また、中心市街地においては、中部土地区画整理事業等の実施により、道路網の整備が進み、町民の利便性の飛躍的な向上が図られています。今後についても、地域間交流及び地域経済の発展を図るため、中心市街地及び集落間を結ぶ町道を中心に改良、舗装修繕を行い、安全施設などについても計画的で効果的な整備を進めます。

② 橋梁

橋梁については、令和5年度に更新した橋梁長寿命化修繕計画に基づき、県の緊急輸送道路に指定されている征矢原立野線の橋梁及び集落が孤立する恐れのある橋梁の優先的な補強や修繕を今後も引き続き実施していくとともに、定期的な点検を実施していきます。

③ 農道

農道については、地元の要望をもとに、補助事業等を活用して支線農道の舗装及び老朽化に伴う修繕を実施します。

④ 交通手段の確保

交通事業者等と連携し、鉄道、広域的バス、コミュニティバス等の公共交通の維持・確保を図るとともに、利用促進に取り組みます。

特に、町が運行主体となっているコミュニティバスについては、デマンド方式の導入に向けた仕組みづくりに加え、デマンド型乗合タクシーについても予約や運行状況のデジタル化への取組を進めることで、効率的で利便性の高い移動手段を目指します。

また、地域の実情も踏まえた上で、住民が主体となった自家用有償旅客運送制度の活用等を図り、持続可能な生活交通体系の確立に努めます。

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の 整備、交通 手段の確保	(1)市町村道 道路	瓜生～朝草線 改良舗装 L=800m W=5.0m	町	

湯の本～中河原1号線 舗装修繕 L=200m W=5.0m	町	
坂の上5号線、坂の上6号線 舗装修繕 L=900m W=3.5m	町	
征矢原～立野線 舗装修繕 L=8,000m W=8.0m	町	
坂の上～名貫線 改良舗装 L=700m	町	
松原9号線 改良舗装 L=150m W=2.5m～4.0m	町	
宮ノ尾藤見2号線 改良舗装 L=180m W=6.0m	町	
宮ノ尾2号線 改良舗装 L=250m W=3.0m	町	
黒萩・丸溝3号線 改良舗装 L=50m W=3.0m	町	
荒崎線 改良舗装 L=300m W=6.0m	町	
内野々9号線 舗装修繕 L=200m W=3.0m	町	
平山10号線 舗装修繕 L=150m W=5.0m	町	
岩山4号線 舗装修繕 L=360m W=3.0m	町	
下瓜生2号線 改良舗装 L=300m W=3.0m	町	
尾鈴線 改良舗装 L=560m W=5.0m	町	
平山線 改良舗装 L=400m W=7.0m	町	
中町上田線 改良舗装 交差点改良 L=2,500m W=7.0m	町	
長野線 舗装修繕 L=500m W=7.0m	町	
牧内1号線 舗装修繕 L=600m W=3.0m	町	
今別府9号線 改良舗装 L=200m W=3.0m	町	
中瓜生9号線 改良舗装 L=100m W=3.0m	町	
中瓜生3号線 改良舗装 L=100m W=3.0m	町	
三日月原2号線 舗装修繕 L=100m W=3.0m	町	

		岩山藤見1号線 改良舗装 L=360m W=3.0m	町	
	橋りょう	橋りょう長寿命化事業 橋りょう補修工	町	
	(9)過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	コミュニティバス運行事業(デマンド型乗合 タクシー運行業務を含む。)	町・委託 業者	
		広域的コミュニティバス路線運行費補助金	町	
	(10)その他	道路台帳電子化委託による管理事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

① 現況と課題

道路や橋梁等は日常生活を支える重要なライフラインであり、適切な維持管理が求められますが、施設の老朽化が全体的に進んでいる状況です。

継続的な維持管理を行うため、予算の平準化を図り、維持管理の手法の検討や更新時期の適切な判断を行っていくことが課題となっています。

② 管理に関する基本的な考え方

日常点検を行いながら、異常個所の補修を実施していき、更新箇所の検討を随時行いながら、維持管理に努めます。

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道施設

都農町の水道事業経営は、平成29年度に旧東都農簡易水道事業を、令和2年度には旧都農簡易水道事業を上水道事業に統合しました。上水道事業に統合する事で、経営の一元化を実施し今後の上水道の経営基盤強化を図ることができます。また、地震などの災害時にも安定した水の供給を確保するため、老朽管を計画的に更新し、有収率の向上に努め、経営の健全化を図っています。

都農町上水道施設（供用開始：昭和56年）と旧東都農簡易水道施設（供用開始：昭和59年）は、供用開始から40年余りを経過しているため、施設の老朽化が進んでいる状況です。

このため、計画的に主要水道施設の更新と耐震化を進める必要があります。また、主要水道施設と同様に、水道管の老朽化も進行している状況であり、老朽管の更新を実施する必要があります。なお、老朽管の更新の際には耐震管を採用し、水道管の耐震化を進めていく予定です。

② ごみの不法投棄対策

人口の流出を防ぐためには、「都農町に住みたい・住んでいて良かった」と思える生活環境づくりが大切です。

都農町ではこれまでごみ一つ落ちていないまちづくりを目指して啓発活動に力を入れてきましたが、山林や防風林、道路の法面等へのごみの不法投棄やごみのポイ捨てが後を絶たないのが現状です。一度ごみが捨てられ、そのごみをそのまま放置していると、他の人がまたそこにごみを捨ててしまうという悪循環が続いています。しかし、町内を毎日巡回してごみを回収するというような

人的余裕はなく、対策を講じる必要があります。

③ 山間部世帯の安心・安全な水の確保

都農町は山間部が多く、地理的要因により水道の未整備世帯が存在していましたが、令和2年度までに水道施設を整備しました。今後は、これらの地区の水道整備の管理維持に援助の必要があります。

④ 消防・防災

町民の生命や財産を災害から守ることは、まちの基本的な要素であり、災害の発生を可能な限り防止するとともに、発生時に迅速な対応ができる体制の充実を図る必要があります。

東日本大震災以降、地域防災の中核を担う消防団に寄せる町民の期待は、急速に高まっていますが、若年層の町外への流出や少子化により、消防団員の減少や高齢化が進み、消防団員の配置に地域間の格差が一部見受けられる状況となっています。引き続き、消防団活動の活性化を図り、消防団員の加入促進や処遇改善、組織再編などを検討していく必要があります。

また、近年、記録的集中豪雨や地震などの自然災害が頻発していることから、防災に対する町民の関心が一層高まる中で、防災体制の強化や自主防災組織をはじめとする地域防災力の更なる向上に努めていく必要があります。

⑤ 町営住宅

別表4に示したとおり、本町は403戸の町営住宅を所有していますが、既存の建物は建設年度が古く老朽化の進んだものが多いため、令和2年度から令和7年度にかけて春の山団地の建替えを行っており、今後も引き続き計画的な建替えや改修、解体を進め、核家族化や高齢化社会の進行にも対応していく必要があります。

定住促進やまちづくりの観点から若者が安心して子育てできるような住みよい町営住宅として、戸建ての住宅建設を行いました。今後、引き続き子育て世代の定住促進につながる住宅施策とともに、高齢者が安全・安心に暮らせる住宅づくりが求められています。

(別表4) 町営住宅の整備状況

(単位:年、戸)

種 類	住 宅 名	構 造	建設年度	戸 数
公営住宅	北新町住宅	簡 平	昭和 37 年	15
	山末住宅	〃	昭和 37 年	4
	坂の上住宅	〃	昭和 40 年	15
	東都農住宅	〃	昭和 40 年	5
	湯の本住宅	〃	昭和 41 年	12
	湯の本住宅	〃	昭和 50 年	3
	松原住宅	〃	昭和 42 年	20
	松原住宅	〃	昭和 43 年	10
	駅前住宅	〃	昭和 48 年	20
	駅前住宅	〃	昭和 49 年	28
	春の山団地	木造2階建	令和4年	10
	春の山団地	木造平家建	令和6年	12

	春の山団地	木造2階建	令和7年	10
	あさひ団地	中耐3階建	昭和52年	30
	あさひ団地	〃	昭和53年	30
	あさひ団地	〃	昭和54年	24
	あさひ団地	〃	昭和55年	30
	あさひ団地	〃	昭和56年	12
	あけぼの団地	〃	昭和57年	12
	あけぼの団地	〃	昭和58年	12
	あけぼの団地	〃	昭和59年	12
	あけぼの団地	〃	昭和60年	12
	あけぼの団地	〃	昭和61年	12
	駅前団地	中耐3階建	平成11年	9
	駅前団地	〃	平成12年	9
	駅前団地	〃	平成13年	9
	駅前団地	木造	平成14年	8
定住促進住宅	駅通地区定住促進住宅	木造平屋一戸建て	平成27年	5
			平成28年	3
	駅前地区定住促進住宅	木造平屋一戸建て		2
	駅前地区定住促進住宅	木造平屋一戸建て	平成29年	5
	駅前地区定住促進住宅	木造平屋一戸建て	平成30年	3
合計				403

⑥ 生活排水処理

ライフスタイルの多様化に伴って、生活雑排水をその主な原因とした公共用水域の水質悪化が顕在化するなど、本町においても生活排水処理施設整備の必要性は高まっています。

このため、本町では、平成5年度から合併処理浄化槽設置整備事業を実施しており、令和6年度末の生活排水処理率は59%となっています。今後も引き続き、事業の継続を行い、推進していく必要があります。

⑦ 雨水・下水処理

昭和60年頃に整備した都市下水路をはじめ、排水等の整備を実施し、雨水対策を行ってきましたが、既存施設が老朽化しているため、計画的な点検管理が必要となっています。

また、近年の台風や集中豪雨等により、浸水する箇所があるため、都市下水路を含めて、側溝などの整備を進めていく必要があります。

(2) その対策

① 水道施設

町の責務としての安心・安全で良質な水の供給確保のため、以下の重点事項を掲げ、潤いのある生活環境の実現を目指します。

- 1) 水道施設の適切な維持更新

- 2) 重要給水施設への配水管耐震化
- 3) 安全で良質な水の確保
- 4) 安定的水源の確保

② ごみの不法投棄対策

ごみの不法投棄については、広報活動等により防止を呼びかけ、関係機関との連携強化を進めていきます。

また、町内巡回パトロールの実施や不法投棄、ポイ捨てされたごみを回収するための対策を講じ、ごみ一つ落ちていないまちづくりを目指します。

③ 山間部世帯の安心・安全な水の確保

山間部の安心・安全な水の確保を図るため、消毒設備の整備等により水道法の基準を満たした衛生的な水の供給に努めます。

また、立野地区、木和田地区及び轟地区水道施設整備援助基金を設立し施設整備を援助します。

④ 消防・防災

火災や自然災害等における消防団の対応力強化を図るため、消防施設や消防車両・資機材及び消防水利施設の整備更新を計画的に進めていくとともに、地域間格差を解消するため、消防団員の確保と合わせ団員配置の組織再編を行い体制の充実強化を図っていきます。

また、懸念される南海トラフ巨大地震等の自然災害に備え、避難施設や備蓄品の充実等をはじめ、防災体制を強化するための取組を推進していきます。

さらに、町民の防災意識の啓発や自主防災組織の育成と活性化によって地域防災力の向上を図る事業を行い、自助・共助・公助のバランスのとれた消防・防災体制の構築を図り災害に強いまちづくりを推し進めます。

⑤ 町営住宅

老朽化の進んだ町営住宅については、建物の状況をしっかりと見極めながら、「都農町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、建替え又は用途廃止を実施し、さらに現建物の修繕等による居住環境の向上、改善を図っていきます。

また、引き続き子育て世代の定住促進住宅や高齢者等に配慮した住宅の建設計画を進めるとともに、民間の活力を取り入れた住宅施策にも取り組んでいく必要があります。

⑥ 生活排水処理

都農町生活排水対策総合基本計画書に基づき、今後も現在実施している合併処理浄化槽設置整事業により、生活排水の処理を行っていきます。

⑦ 雨水・下水処理

既設の都市下水路の予防修繕及び計画的な改修を行うとともに、快適な生活環境を確保するため、側溝や水路等についても計画的な整備をします。

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の 整備	(1)水道施設 上水道	基幹水道構造物の耐震化事業	町	
		水道管路緊急改善事業(送配)	町	
		重要給水施設管路耐震化事業(湯の本 三日月原)	町	
		導水管更新工事		
		新水源開発事業	町	
	(3)廃棄物処理施設 地域し尿処理施設	合併処理浄化槽設置整備事業	町	
		川南・都農衛生組合負担金	町	
	(5)消防施設	防災行政無線用予備発電機	町	
		消防団機庫建設事業	町	
		消防車・消防小型ポンプ更新	町	
	(6)公営住宅	あさひ団地排水設備改修工事	町	
		あさひ団地住戸改修工事	町	
		あけぼの団地住戸改修工事	町	
		簡易耐火長屋住宅解体工事	町	
		春の山団地建替え建設工事	町	
	(7)過疎地域持続的 発展特別事業 防災・防犯	防災資機材・備蓄品整備事業	町	
		自主防災資機材配備	町	
		消防資機材購入事業	町	
	(8)その他	老朽防火水槽解体撤去事業	町	
		都市公園トイレ改修工事	町	
		三日月原地区排水路改良工事	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

① 現況と課題

上水道施設は、昭和40年から50年代に整備されており、老朽化や大規模災害時への対応が懸念されています。また、消防団機庫は、老朽化が進み、耐震性も乏しいため、建替えまたは改築を進める必要があります。

公営住宅は、建設から50年以上が経過した施設や敷地面積が狭い施設もあり、町民の安全・快適・継続的な利用に課題があります。

② 管理に関する基本的な考え方

個別施設計画に基づき、計画的な維持管理や改善・整備を行うとともに効果的な施設運営を図ります。

公営住宅については、「都農町公営住宅等長寿命化計画」を着実に実行することで、計画的に公営住宅の用途廃止・建替え・維持補修・長寿命化を進め、施設全体としてのライフサイクルコストの削減、費用負担の平準化に努めます。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 住民の健康づくりの充実

1) 母子の健康づくり

少子化、核家族化に加え、育児の孤立化など親子を取り巻く環境の変化が著しく、現存のサービスや体制だけでは支援が追いついていないのが現状です。子育て世代の親たちが安心して子どもを産み、育てることができる環境を、ハード、ソフト両面から「地域づくり」として構築していかなければなりません。

女性の就業率上昇や人生設計の多様化に伴う婚姻数の減少、晩婚化、出産・育児と仕事の両立の難しさなど、出生数を増加させるのは困難な状況ですが、次代を担う子どもの育成支援はとても大切なことです。母子の健康管理を行い、安全な出産や健やかな子育てへつなげなければなりません。

2) 成人の健康づくり

平均寿命が伸び、健康水準は向上してきましたが、高齢化や社会生活環境の急激な変化に伴って、糖尿病、高血圧等の生活習慣病が増えています。また、死亡原因を見ても国、宮崎県と同じく悪性新生物、心疾患、脳血管疾患によるものが多く、生活習慣病に起因する割合が高い状況です。

また、医療費についても同様に生活習慣に起因する割合が高いです。さらに、介護が必要になった主な疾患を見ても、脳血管疾患をはじめとした生活習慣病や認知症が高い割合を占めています。このことから、若いうちからの生活習慣病発症予防及び重症化予防が重要であると言えます。

② 高齢者福祉の充実

別表5は、国勢調査に基づく平成2年から令和2年までの高齢人口の状況を示しています。平成2年から令和2年の間で高齢化比率が約2.27倍になっていることがわかります。

令和2年国勢調査における総人口が9,906人で、平成27年と比較して4.6%減少しています。これに対して、65歳以上の高齢者人口は3,838人にまで増加し、高齢者比率は38.7%にまで上昇しています。

要介護（要支援）認定者数は、令和元年の509人から令和6年では567人と後期高齢者の増加とともに増加傾向となっており、更なる介護予防事業等への取組が必要となっています。

（別表5）高齢人口の状況

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	13,229	12,618	12,321	11,811	11,137	10,391	9,906
65歳以上	2,249	2,645	2,959	3,179	3,321	3,607	3,838
高齢者比率	17.0	21.0	24.0	26.9	29.8	34.7	38.7

資料：国勢調査

③ 養護老人ホーム【愛寿園】管理の充実

養護老人ホーム愛寿園では、老人福祉施設として「個人の、人としての尊厳の保持を旨とし、その人の健全育成と自立した日常生活を送れるよう支援する」ため、入所者やその家族、及び関係機関と連携し、サービスの提供に努めています。

施設は平成9年に新築移転し、令和7年度に築28年が経過しました。鉄筋コンクリート平屋建て、藤見地区の比較的地盤の安定した土地にあり、福祉避難所として町指定されています。

近年は、経年変化による老朽化のため、令和4年度浄化槽設備改修、令和5年度空調設備改修、令和6年度給湯設備更新等の工事を行い、施設設備の維持管理に努めています。

④ 児童福祉の充実

子どもたちの健やかな成長を促し、更には親自身の自立や成長を支援することを目的とした「都農町子ども・子育て支援事業計画」を作成し、子育て支援の施策を推進しています。しかし、少子・高齢化は急速に進み、特に少子化は非常に大きな問題となっており、安心して子どもを産み育てることができる社会環境にするために児童福祉施策の充実が望まれています。そのため、更なる子育て環境の充実を図るため、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間とした「都農町こども計画（第3期都農町子ども・子育て支援事業計画、都農町こども・若者計画、都農町こどもの貧困対策整備計画）」を策定しました。

また、子育てをする上で経済的な問題は切り離すことはできません。生活を安定させることで、経済的な面でのストレスを無くし、心身ともに充実した状態での子育てを推進するために、働く場の創出や所得向上施策が必要となっています。

（別表6）保育所の現況

（単位：人）

区 分	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	備 考
都農中央保育所	60	4	12	9	16	11	11	63	
私 立	一の宮保育園	70	11	8	11	10	9	12	61
	信楽寺保育園	40	6	5	8	11	6	5	41
	石井記念都農保育園	70	10	11	13	9	7	12	71
	石井記念尾鈴保育園	60	7	11	14	15	21	15	83

（令和7年3月31日現在）

⑤ 障がい者福祉の充実

障がい者の自立及び社会参加の支援に取り組むため「第7期都農町障がい福祉計画・第3期障がい

児福祉計画」及び「第5期都農町障がい者計画」を作成し、障がいのある方が住み慣れた地域の中で安心して暮らし続けられるようなまちづくりに取り組んできましたが、町内におけるサービス事業所等の不足により十分なサービスが受けられないなど供給体制の整備が必要となっています。

⑥ 地域福祉の充実

少子・高齢化の進行に伴う単身世帯及び核家族世帯の増加、ライフスタイルや価値観の変化等により人間関係の希薄化が進み、地域が本来持っていた助け合いの機能が低下しています。

こうした中、地域住民や社会福祉事業者等が相互に協力し合うことによって、地域内で支え合う体制づくりを構築していくことが重要な課題となっています。

⑦ 保健・医療・福祉連携の推進

少子・高齢化の進行や、価値観の変化等に伴い、町民の保健・医療・福祉へのニーズが多様化・高度化する中、最近では、災害時の救急医療の確保や新型コロナウイルス感染症などの感染症への対応、産科・小児科などの医療及び医師の確保、今後とも増加が予測される寝たきりや認知症等の要介護者対策など、新たな課題への対応が求められています。

このような状況を踏まえ、安心して医療や福祉のサービスを受けられるような保健・医療・福祉の連携を進めていかなければなりません。

(2) その対策

① 住民の健康づくりの充実

1) 母子の健康づくり

すべての子どもが健やかに成長し生き生きと育つため、安心できる妊娠・出産・子育て環境の整備や、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の実施により、子育ての孤立感や育児不安の軽減に努めます。また、子どもの疾病予防を目的とした健康管理や保健指導を行います。

具体的な事業としては、出産までに必要な妊婦健診の無料受診券の交付や、産後健診、産後ケア事業、不妊治療費助成事業などを実施し安心、安全な妊娠・出産・子育て支援に努めます。総合相談窓口であるこども家庭センターで、保護者の気持ちに寄り添った支援に努めます。

健康でこころ豊かな子どもの成長につながるように訪問、教室、相談、健診及び予防接種事業を推進していきます。

2) 成人の健康づくり

疾病構造の変化に対応するために、常に有効性の高い健診を実施し疾病予防に取り組んでいますが、40代50代の働き盛り世代の健（検）診受診率が低いことが大きな課題です。自身の健康状態を把握するための手段である健（検）診の受診率向上を目指し、各年代に効果的な受診勧奨を行っていきます。

また、生活習慣病対策が、健康寿命の延伸や医療費の増加抑制につながっていくことから、食事、運動、休養、飲酒、喫煙等に関する生活習慣の改善に加え、改善後の生活習慣の定着等による生活習慣病の発症及び重症化予防について取組を進めます。「自分の健康は自分で守る」ことを意識づけ、一人ひとりに合った支援をすることが町の健康づくりにつながっていくことを念頭に保健事業を展開していきます。

② 高齢者福祉の充実

健康づくりと介護予防の強化については、住み慣れた地域において、高齢者ができるだけ健康を

保ち、元気に生き生きと暮らし続けることができるよう、健康寿命の延伸に向けた取組を強力に推進するとともに、介護予防・重度化防止の推進や生活支援の充実を図ります。また、高齢者が元気で生きがいのある暮らしを送ることができるよう、高齢者の社会活動への参加を支援します。

地域包括ケアシステムの深化・推進については、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保されるよう、医療や介護等の関係機関との連携により地域包括ケアシステムを深化・推進するとともに、地域で支え合う意識づくりなどにより地域福祉を推進し、地域の介護予防や生活支援の充実に向けた取組を進めます。また、認知症施策を推進し、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる共生社会の実現を推進します。

安心・安全で尊厳が守られる暮らしの実現については、高齢者が住み慣れた地域において、安全で安心して暮らすことができるよう、関係機関との連携のもと、高齢者への地域での見守りや、交通安全活動の推進、消費者被害の防止のほか、災害時等における支援の取組を進めます。また、介護が必要な状態となっても、その人らしい暮らしを自分の意思で送ることができるよう、高齢者の権利や生活を守る権利擁護を推進するとともに、高齢者の尊厳を守るため、家族や地域の関係者等と連携した高齢者虐待の早期発見・早期対応に取り組みます。

介護人材の確保・育成については、介護を必要とする人の増加に伴い、介護保険サービスの需要の増大や多様化が見込まれるとともに、高い倫理観に基づいた利用者本位の質の高いサービスが求められています。一方で、介護人材の確保は非常に難しい状況にあります。そこで、介護事業所等とも連携しサービス提供の根幹となる介護人材の確保・定着・育成を図ります。

災害や感染症に対する備えについては、災害発生時や感染症リスクが高まっている状況においても適切な介護保険サービスを提供できるよう、日頃から介護事業所や関係機関と連携し、災害や感染症発生に対する訓練など備えの検討を行います。

③ 養護老人ホーム（愛寿園）管理の充実

施設の老朽化は、利用者の生活環境に大きく影響を与えるため、年次的な老朽化対策を講じる必要があります。公共施設等総合管理計画に沿った施設改修計画策定に努めます。

④ 児童福祉の充実

本町において高齢化と同時に少子化が急速に進行していることを受け、全ての家庭において児童が健全に育成されるとともに、子どもを産み育てやすい環境を整えるため、次の施策の実施に努めます。

- 1) 教育・保育施設等の整備・充実
- 2) 保育料の完全無料化
- 3) 子育て応援手当の支給
- 4) 子ども医療費の無償化
- 5) すこやか入学応援金の支給

⑤ 障がい者福祉の充実

地域での自立した生活を支援することを基本に、個々の障がいに対応したニーズを的確に把握し、障がいの特性に応じた適切な支援を実施するとともに、利用者自らの選択により、適切にサービスを利用できる相談、利用援助などの体制づくりに努めます。

また、地域や障がい種別によってサービス水準の格差が生じないように計画的・総合的に施策を推進するほか、近隣自治体とも連携を図り、効果的な相談支援、サービス提供体制の整備を進めます。

⑥ 地域福祉の充実

地域で見守り支え合う仕組みづくりを支援しながら、互いに支え合う地域社会の実現を目指します。特に、関係団体、民生委員等を中心に関連協議会等と緊密な連携を取りつつ、地域住民が安心して暮らせる生活支援サービスの充実を図っていきます。

⑦ 保健・医療・福祉連携の推進

現在、それぞれの各部署で行っている業務をより効果的に、効率的に実施するために保健、医療、福祉の連携体制を確立していくことが重要です。

具体的には、重層的支援体制整備事業（多機関協働事業）や地域ケア会議等を活用し、医療機関、健康管理センター、こども家庭センター、福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、基幹相談支援センターの情報共有、連携に必要なスキルアップを図っていきます。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者等 の保健及び福祉 の向上及び増進	(1)児童福祉施設 保育所	保育園整備事業	町	
	(3)高齢者福祉施設 老人ホーム	愛寿園施設改修(1)電気設備①非常用発 電機設備(災害時対応)	町	
		愛寿園施設改修(1)電気設備②照明設備 改修工事(LED化)	町	
		愛寿園施設改修(1)機械設備③ナースコ ール設備工事	町	
		周辺整備事業	町	
	(8)過疎地域持続的 発展特別事業 児童福祉	不妊治療費助成事業	町	
		むし歯予防事業	町	
		こども家庭センター事業	町	
		子ども医療費無償化事業	町	過疎地域の持続的 発展のため少子化 対策として、本事業 を実施することによ り子どもを生み育て やすい環境を提供 する。
		すこやか入学応援金事業	町	
		保育料無料化事業	町	過疎地域の持続的 発展のため少子化 対策として、本事業 を実施することによ

高齢者・障害者福祉			り子どもを生み育てやすい環境を提供する。
	子育て応援手当事業	町	
	保育活動等事業	町	
	介護予防・生活支援サービス事業(総合事業)	町	
	家族介護支援事業	町	
	福祉用具・住宅改修支援事業	町	
	成年後見制度利用支援事業	町	
	認知症高齢者見守り事業	町	
	介護給付等費用適正化事業	町	
	生活支援体制整備事業	町	
	在宅医療・介護連携推進事業	町	
	広域在宅医療・介護連携推進事業	児湯 5 町	
	認知症総合支援事業	町	
	地域ケア会議推進事業	町	
	地域包括支援センター運営事業	町	
	介護予防普及啓発事業	町	
	100まで運動教室(介護予防運動教室)	町	
	介護予防運動サポーター養成等事業	町	
	高齢者温泉保養助成事業	町	
	短期宿泊事業	町	
	寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業	町	
多世代交流等活動支援事業	町		
ちょこっとサービス事業	町		
高齢者活動支援事業	町		

健康づくり	高齢者あん摩・マッサージ・はり及びきゅう 施術助成事業	町		
	高齢者在宅生活支援事業	町		
	介護職員等確保支援事業	町		
	家族介護慰労金支給事業	町		
	社会福祉協議会補助事業	町		
	障がい者住宅改造助成事業	町		
	結核予防事業	町		
	任意予防接種事業	町		
	健康増進事業	町		
	その他	保護司会補助事業	町	
	(9)その他	保健福祉センター建設	町	
	介護老人福祉施設整備事業補助金	社会福祉法人 聖水会		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

① 現況と課題

子育て支援施設については、保有施設が2棟ありますが、旧耐震基準の時期に建設されており、築年数も30年以上が経過しています。

また、保健・福祉施設についても建物5棟（延床面積2,975㎡）を保有していますが、延床面積比で旧耐震基準の時期に建設された建物が10%、築30年超える建物が27%となっており、いずれも計画的な整備が必要です。

② 管理に関する基本的な考え方

保育所施設については、老朽化が進んでいる上、大規模災害における安全性等を考慮し、建替えに向けた計画を進めていきます。

保健・福祉施設については、保健・福祉等の機能を集約し、町民全ての世代のニーズに応じた多様なサービスを一体的に提供する保健福祉センターの設置を含めた検討を行っており、今後は、この計画を基に整備を行っていきます。

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

① 診療施設

都農町国民健康保険病院は、昭和29年8月に町内で唯一入院できる医療機関としてスタートし、

現在一般病床61床、感染症病床4床で運営しています。

本院は、地域に密着した医療や救急医療・小児科など地域医療を支える基幹的な公的医療機関です。地域医療確保のために重要な役割を果たしているため、地域包括医療・ケアの拠点として、疾病予防・介護予防等を通じ、寝たきり高齢者の減少、在宅医療・ケアの推進、地域住民検診等を行うなど、地域医療を支える役割を担っています。しかしながら、全国的に医師や看護師などの医療従事者の不足や医療ニーズの多様化などにより医療を取り巻く環境は著しく変化しており、今後は診療施設のハード面のみならず、ソフト面での充実を図る必要があります。

② 医師の確保

本院は、常勤の整形外科、小児科、眼科に加え、宮崎大学との連携により総合診療科医師が中心となって診療を行っています。都農町が抱える人口減、高齢化、医師不足等の問題に、大学と一体になって取り組み、新たな時代の新たな医療体制の構築を図っています。

今後、医療を核として保健・介護・福祉、そしてまちづくりが連携した地域包括ケアの仕組みを構築し、都農町を拠点とした総合診療医の育成を行い、本町のみでなく、県や地域の医師確保にも努める必要があります。

③ 地域医療の確保

医療圏域内で唯一の感染症指定医療機関（第2種）でもあり、感染症指定医療機関として新型コロナウイルス感染症などの感染症に対応し、令和2年度からは、宮崎大学医学部と連携による総合診療を中心とした地域医療に重点を置きつつ、眼科常設や救急告示病院として救急患者の受入れや日曜・祝日当番医など地域医療に貢献しています。

現在の本町を取り巻く医療環境は、まだまだ充実しているとは言えない状況にあり、医師・看護師及びコメディカルスタッフ不足がその中心的課題です。その一因として、全国的な専門医療偏重の医師養成システムが挙げられますが、地域では必ずしも高度な専門医療ばかりを必要としていません。

専門医療への橋渡しの役割を行う総合医・家庭医といった存在が注目されている中、本院では、そういった地域ニーズに応えられる総合診療医師の養成や教育プログラムの提供（各種講習会、研修会の開催等）に努め、総合診療を中心とした新しい地域医療の形を作り、住民の安全と安心できる医療を提供していきます。

(2) その対策

① 診療施設

本町が進める「保健・医療・福祉ゾーン構想」の中心となるべき施設として、施設の整備を図っていきます。

本院は、平成30年4月に新病院に移転後、医師住宅、医師集合住宅、新病院改築、外来駐車場と順次整備し、ハード事業はおおむね完了していることから、今後は診療施設のハード面のみならず、ソフト面での充実を図ります。また、地域医療の中核を担う公立病院として、医学・医術の進歩に対応した医療機器の整備に努めていきます。

② 医師の確保

救急医療、入院、当番医、感染症指定、訪問看護など365日24時間対応できる医療機関として宮崎大学医学部、宮崎県医師確保対策推進協議会、民間医療機関と連携を図り、医師の確保に努め

るとともに、民間人材紹介会社等を通じて募集広告を行っていきます。また同時に、医師の健康確保、医療安全や医療の質の向上、女性医師も活躍できる場の創出につながる医師の働き方改革等にも、安定した医療の提供と並行して取り組んでいきます。

③ 地域医療の確保

地域医療の確保対策として、救急医療体制の確実な運営と町立病院の医師、薬剤師、看護師等の不足解消に努めていきます。また、地域医療の中核を担う公立病院として、医学・医術の進歩に対応した医療機器の整備を行うとともに、健康相談事業や各種健康診断などを積極的に実施し、生活習慣病対策と予防医療体制の強化を図ります。

更に、総合診療というこれからの時代を担う新たな医療体制を町として全面的にバックアップし、地域医療の先進的取組に対し積極的に取り組んでいきます。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設 病院	医療機器整備事業	町	
	(3)過疎地域持続的 発展特別事業 自治体病院	医師等確保対策事業	国保病院	
		薬剤師確保対策事業	国保病院	
		地域医療促進事業	町 国保病院	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

① 現況と課題

都農町国保病院は、平成30年4月に新病院に移転後、医師住宅、医師集合住宅、新病院改築、外来駐車場と順次整備し、ハード事業はおおむね完了しました。

② 管理に関する基本的な考え方

計画的な維持補修を実施し、長寿命化を図ります。

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育

本町の教育基本方針では、町の歴史、伝統、文化を尊重し、知・徳・体の調和の取れた人材の育成を図ることにあります。このため、学校、地域、家庭など社会を構成する全ての者が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協力しながら、町民ひとりひとりの生涯にわたる学習を支え合い、その実現に努めなければなりません。

そして、都農町で育ち、学ぶことを通して、郷土に誇りと愛着をもち、地域社会、日本、国際社会の平和と発展に寄与できるような人材を育成していきます。

本町の児童・生徒の状況は、別表7のとおりです。令和7年5月現在、町立小学校は本校3校、分校1校で児童数552人、町立中学校は1校で生徒数223人となっており、小学校では増加も見られますが、今後、全体的に少子化の影響で児童・生徒数は減少することが見込まれ、学校によっては複式学級での学習を余儀なくされる状況になることも考えられます。とりわけ山間地域では減少幅が大きく、学校規模の適正化や適正配置などの検討が必要となっています。

学校施設は子どもの学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の緊急避難所としての役割を果たすため、その安全性の確保は極めて重要です。

そのため、非構造部材の耐震化、防災機能の強化などを推進する必要があるほか、熱中症対策も考慮した上で、施設の長寿命化を図るための整備計画が必要となっています。給食施設については、昭和56年3月に完成した共同調理場が築後40年以上経過しているため、施設の状況を見ながら建替えを含め検討を行っていきます。

(別表7) 児童生徒等の現況

(単位：人、%、クラス)

学 校 名	学級数	A	B	C	増減率 B/A-1*100
		平成27年	令和3年	令和7年	
都農小学校	10	216	224	205	△5.1
都農南小学校	11	203	236	251	23.6
都農東小学校	7	76	75	85	11.8
内野々分校	2	18	11	11	△38.9
都農中学校	10	316	228	223	△29.4

(令和7年5月1日現在)

② 社会教育

近年の少子・高齢化社会の進行、高度情報化やグローバル化の進展、産業・就業構造の変化、家族形態の多様化など急激な社会情勢の変化に伴い、社会教育を通して解決すべき課題は増加してきています。

特に、急激な社会情勢の変化は、青少年の意識や行動に多大な影響を及ぼし、家庭や地域などの青少年を育成する機能の変化もその健全育成に影響を与える要因となっています。このような中で学校・家庭・地域が一体となって健全育成の取組を行っていますが、今後さらに関係機関、団体とも強い連携協力のもとに青少年の一体的健全育成体制の確立や社会環境を整備し、青少年の社会参加と健全育成を支援する必要があります。

姉妹都市である沖縄県糸満市の児童と2年間こわたって交流を行う糸満市・都農町少年交流事業では、交流を通してお互いに見聞を広め、規律ある団体行動により自主性及び協調と連帯の精神を養うとともに、子どもたち相互の友情と信頼を深め、時代を担う少年リーダーを養成しています。

生涯学習の振興では、ライフスタイルの変化や余暇時間の増加などにより、町民の学習ニーズは多様化してきており、自らの生きがいがづくりや自己実現、地域の問題解決のため、その果たす役割はますます重要となっています。

引き続き、住民ニーズや社会的要求を的確に把握し、町民が生涯にわたり多様な学習活動ができるように、都農町公民館の機能の拡充など総合的な生涯学習環境づくり、さらに、学んだ成果を地域に活かし、家庭や地域の教育力の向上につながる環境づくりを推進していく必要があります。

また、町民が「学ぶ」「集う」「楽しむ」ことのできる図書館づくりを目指し、図書館の利用促進を図っていますが、近年、読書離れが進み、貸出冊数（特に一般書）は、年々、減少傾向にあります。そこで、魅力ある図書館とするため、多様なニーズに合った蔵書の充実や県内図書館との横断検索によるネットワーク化、学校への移動図書館サービスの提供など、知の拠点として人と本とを結びつけ、豊かな人間性を育むことが必要です。

スポーツ活動は、親しむことによって、明るく健康的な生活を営み、豊かな人間関係を育み、生きがいのある人生を送る上で大きな意義があります。近年の余暇時間の増大、体力及び健康づくりへの関心の高まりは、スポーツ愛好者の増加を見せており、本町で開催される都農尾鈴マラソン大会では 1,500 名を超える大会に成長しています。しかし、個人でできるスポーツ愛好者の増加は見られるものの団体競技（野球・ソフトボールなど）では、人口減によるチーム数の減少も見られている状況です。

本町は、藤見公園を中心とした屋外施設（野球場・陸上競技場・多目的広場・テニス場など）と屋内運動場、役場周辺の屋内施設（体育館・武道館）の体育施設を保有しているものの、施設の老朽化が進んでいます。随時、改修等行っていますが、大規模な改修が必要な施設も出てきています。

こうした中で、藤見公園内に令和9年度に開催される国民スポーツ大会のホッケー会場（人工芝）を設置し周辺整備も行います。今後は、すべての町民がスポーツに親しみ、スポーツを通して健康づくりや生きがいづくりを推進していくため、スポーツイベントや教室等の充実、スポーツ関連団体や指導者の育成及び連携、施設の整備等を図っていく必要があります。

（別表 8）社会教育・体育施設等

施設名	設置年度	備 考
都農町公民館	昭和 42 年	事務室、大・中・小会議室各1、講座室、調理室
都農町民体育館	昭和 50 年	アリーナ(バレーボール3面、ミニバレーボール・バドミントン6面、テニス1面)、更衣室、事務室、器具庫
都農町武道館	昭和 45 年	柔道場1、剣道場1
都農町民図書館	平成 7 年	
藤見公園		
野球場	昭和 52 年	両翼 95m センター113m
テニス場	昭和 52 年	3面
野球場照明	平成 2 年	4基(96 灯)
東側多目的広場	平成 12 年	ソフトボール場1面
ホッケー場	令和6年	ホッケー場1面、6人制2面
西側多目的広場	平成 12 年	一般サッカー1面又は少年サッカー2面
屋内運動場	平成 27 年	床 人工芝(令和5年) ネット内 26.7m × 38.9m
陸上競技場	平成 8 年	全天候型トラック 400m×8コース、会議室、更衣室、役員室事務室他、メインスタンド 1,100 人収容
旧都農高校南側運動場	令和7年	多目的(サッカー場1面)
旧都農高校北側運動場	令和7年	多目的(ソフトボール場1面)

（2）その対策

① 学校教育

安全な学校施設及び良好な施設環境の確保の整備のため、計画の実施に努めていきます。

- 1) 各学校における外壁塗装・防水工事等の計画的整備
- 2) 各学校における備品（机、椅子等）の計画的整備

- 3) 各学校におけるLED照明設備の計画的整備
- 4) 共同調理場の老朽化に伴う建替え
- 5) 図書館の老朽化に伴う計画的整備

② 社会教育

生涯教育は、町民の特性や要望を踏まえて、学習の機会や内容の充実を推進していきます。特に、未来を担う青少年の健全育成については、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進し、関係機関、団体との強い連携協力のもとで着実な推進に努めていきます。

また、社会体育の振興については、町民がいつでもどこでも気軽にスポーツが楽しめる環境整備と普及推進を図り、健やかな体の保持・増進に努めていきます。

しかしながら、施設の老朽化に伴い、安全性が低下しており、年々維持更新費用が増大している現状については改善していかなければなりません。さらに、利用者が使いやすい仕様に変更するなど、バリアフリーに対応するなど改善していくことも重要になっています。

今後は、維持管理、改修に努めながら、施設の統合や複合・集約など新たな方向性を次のように定めます。

- 1) 実情とニーズに即した学習内容の構築、家庭及び地域社会の教育的機能の充実を図り、生涯学習基盤の確立と推進を行っていきます。
- 2) 青少年、成人、高齢者及びPTA、家庭教育、女性等、年代・部門ごとの生涯教育計画を作成し、推進を図っていきます。
- 3) 生涯学習講座の充実と強化を図っていきます。
- 4) 図書の実と施設・備品の改善、環境整備に努め、町民図書館の効率的運営と利用促進を図っていきます。
- 5) すべての町民がスポーツに親しみ、スポーツを通して健康づくりや生きがいづくりを推進していくため、関係団体との連携を緊密にし、スポーツ教室の開催やニュースポーツの紹介などの普及推進に努めます。
- 6) 指定管理者制度の導入により、体育施設の有効活用と施設の整備・充実を図っていきます。
- 7) 老朽化の進んでいる施設や災害拠点となりうる施設を優先的に整備・改修を行うとともに災害時を想定した施設の機能の充実を図ります。
- 8) 将来を見据えたスポーツ施設の整備計画を策定します。

なお、上記の方針を具体的に実施していくため、次の項目で掲げた事業を推進しながら対策を講じていきます。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設			
	校舎	都農小学校 屋上防水工事	町	
		都農南小学校 屋上防水工事	町	
都農中学校 屋上防水工事		町		

屋内運動場	都農中学校 LED証明設備取替工事	町		
	都農小 LED照明設備取替工事	町		
	南小 LED照明設備取替工事	町		
	東小分校 LED照明設備取替工事	町		
	都農南小 サッシ取替工事	町		
	都農中学校 屋内運動場空調設置工事	町		
	都農南小学校 体育館外壁防水塗装工事			
	その他	公立学校 共同乗用草刈り機	町	
		備品等整備計画	町	
(3)集会施設、体育施設等 体育施設	町民体育館改修工事(防水、外壁、内装他)	町		
	町民体育館及び武道館浄化槽改修工事	町		
	町民体育館・武道館更衣室シャワー施設の整備	町		
	武道館防水工事	町		
	町民体育館LED工事	町		
	武道館LED工事	町		
	国スポ本大会事業	町		
	国スポナイター照明工事	町		
	藤見公園国スポ関連整備工事	町		
	テニスコート整備工事	町		
	砂場シート整備事業(投てき用1枚・跳躍用2枚・野球場1枚)	町		
	武道館柔道用畳設置	町		
	藤見公園野球場改修工事(グラウンド造成、排水、散水施設、防球ネット、スタンド設置、器具庫改修、ベンチ改修、バックネット周辺改修・ナイター照明LED化)	町		

	陸上競技場夜間照明工事	町	
	藤見公園陸上競技場管理棟延命工事	町	
	陸上競技場タータン張替工事	町	
	陸上競技場芝張替工事	町	
	防球ネット工事(野球場・西側多目的広場)	町	
	公園遊具整備(新設、改修、解体)	町	
	旧都農高校運動場整備工事	町	
	施設塗装(ナイター、ベンチ、遊具等)	町	
	公園内外案内看板設置	町	
	旧都農高校運動場ベンチ設置	町	
	内野々運動場(内野・外野整備、フェンス設置、備品整備)	町	
図書館	図書館エレベーター更新	町	
(4)過疎地域持続的 発展特別事業			
その他	藤見公園管理委託事業(指定管理者)	町	
	学力向上推進事業	町	
	糸満市・都農町中学生交流事業	町	
	糸満市・都農町少年交流事業	町	
(5)その他	町民体育館備品購入(シート、巻き取り機、スポーツ備品)	町	
	藤見公園乗用草刈り機購入	町	
	藤見公園備品整備事業(屋内、多目的等)	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

① 現況と課題

学校教育系施設は、小学校4校、中学校1校、学校給食調理場1箇所ありますがそのほとんどが昭和40年代から50年代に整備された施設のため、近い将来、改修・更新の検討が必要な状況です。また、スポーツ・レクリエーション施設については、建物25棟(延床面積5,923㎡)保有していますが、延床面積比で旧耐震基準の時期に建設された建物が52%、築年数が30年を超える建

物が54%となっています。

② 管理に関する基本的な考え方

学校教育系施設については、「都農町学校施設長寿命化計画」に基づき、経過年数の多い施設及び劣化の進んだ施設を優先的に外壁防水塗装などの予防保全工事のほか、LED照明設備の導入等を計画的に実施します。学校給食共同調理場については、40年以上が経過し、老朽化が著しいため建替えを目指します。

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町には44の自治会があり、地区住民と行政のパイプ役としての機能を果たしつつ、自治会役員等を中心にそれぞれの自治公民館・研修館を拠点とした自主的な活動を行っています。しかし、近年急激に進む少子・高齢化の影響で過疎化が進む中、構成人数が小規模な自治会においては、自治活動の維持機能が低下傾向にあり、長年地区内で行われてきた年中行事などの伝統や地域文化が失われつつあるとともに、地域行事などの減少により地域住民間の融和や連携の希薄化が進んでいます。

本町の活性化、地域の持続的発展のためには集落機能の維持と活性化は欠くことのできない問題であり、各地域の現状と課題を的確に把握し、実情を踏まえた施策の展開が重要となっています。

また、過疎化により地域のリーダー的人材の不足が深刻化しています。そのため、外部人材や移住者の受入を促進するとともに、各種研修や生涯学習を通じた地域内人材の発掘・育成が必要です。

(2) その対策

集落機能の健全な維持と活性化のため、地区住民のコミュニティ活動や生涯学習の推進を図るとともに、集落が抱える課題に対して住民自身が認識し解決に向けて考えていける機運の醸成や取組に対する支援を行います。

また、活動の拠点となる自治公民館等の整備を支援し、地区住民の集会・生涯学習・自治会行事等の中核施設としていきます。

さらに、将来における集落の状況を的確に想定しながら、特に過疎化の進んだ集落等の人材不足を補うために地域おこし協力隊等による集落支援事業に取り組むとともに、集落同士が連携・保管しながら、日常生活に必要な機能を維持・確保しながら安心して住み続けられる仕組みづくりを促進します。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	自治会活動支援事業	自治会	
		自治公民館整備等補助金	自治会	

11. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

心の豊かさ、質の高い生活が重視される中、近年は文化に対する関心は高まっています。文化は地域の源泉になるものであり、文化を核とした地域の構築が求められます。

本町には、平成16年12月10日に重要文化財（建造物）に指定された「赤木家住宅」が保存されています。この文化財を学校教育、生涯学習の教材として活用していくことにより、郷土に対する愛情と文化財保護意識の高揚につながり、地域文化の振興に大きく寄与します。

赤木家住宅は主指定である主屋、蔵及び納屋の3棟から成り立っていますが、蔵と納屋は傷みが激しかったため令和元年度から本格的な保存修理工事を行っております。

(2) その対策

地域の文化遺産を保存するための施設整備に努めます。

赤木家の蔵及び納屋は、令和2年度に全解体を行い、再び使用できる材料とできない材料を選定し補修後、令和3年度から令和6年度にかけて改めて組み直す等の手法で保存修理工事を進めてきました。引き続き、保存のための維持管理を図るとともに、教育等に活用していきます。

また、各地区や一部地域に残る伝承・伝統行事や無形民俗文化財の保存については、地域ごとの調査を実施し、その結果を精査した上で、各地区の実情に合った施策を講じます。

- 1) 町指定文化財の候補になり得るか否かの検討
- 2) 補助金や助成金などの財政的支援についての検討
- 3) 後継者などの育成のための研修の実施

その他、住民の文化に対する関心をより高めるために、各種文化団体の支援を行いつつ、地域の方々が自分たちの地域の歴史、文化を知る機会の創出を図っていきます。

(3) 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化 の振興等	(1)地域文化振 興施設等 地域文化振興 施設	重要文化財赤木家住宅維持管理事業	町	

12. 再生可能エネルギーの利用の促進

(1) 現況と問題点

令和5年12月末時点における本町の再生可能エネルギーの発電電力量は92,731MWh/年であり、その内訳はバイオマス発電が約43%と最も高く、次いでFIT/FIP対象の太陽光発電が約38%、水力発電が約18%、非FIT太陽光発電等が約1%となっています。

これらの地域内で発電された電力の内、53,516MWh/年が区域内で使用されており、残りは区域外に流れているため、電力の域内消費の拡大を図るとともに、エネルギー自給率の向上、電力の安定供給といった観点からも、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進し、電力の地産地消の仕組みづくりを進める必要があります。

また、太陽光発電設備については、耐用年数が長いことや宮崎県は日照量が多い事等から設備導入には効果的ですが、景観や自然環境への配慮が課題となっています。

(2) その対策

地域新電力会社として、令和3年に都農町と株式会社エネウィルとで設立した「Mirai つのエネルギー株式会社」を中心に、エネルギーの域内消費や地域内の経済循環に取り組み、持続的な発展を目指します。

また、再生可能エネルギーの利活用や導入促進の理解を深めるためセミナーの開催や、各種委員会等で開催される研修会等において、環境保全アドバイザーを斡旋・仲介し、住民や事業者の機運の醸成を図ります。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エ ネルギーの 利用の促進	(1)再生可能エネ ルギー利用施設	再エネ電源の普及拡大	町 民間	
		自治体新電力(地域新電力)会社を中心と した再エネ利用の普及促進	町 民間	
	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 再生可能エネ ルギー利用	太陽光第三者所有事業(PPA 事業)	町 民間	
		省エネ ESCO 事業	町 民間	
		公用車 EV カーの導入拡大	町	

13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

若者を中心とした人口減少、少子高齢化の進行により、本町の基幹産業である農林水産業をはじめとする地域産業の低迷や地域づくりにおける人材不足など、様々な課題を抱えています。

そのような状況の中、引き続き誰もが幸せに暮らしていけるまちを築き、次の世代に引き継いでいくためには、地域に関わる子どもや大人、女性、高齢者、障がい者、外国人など全ての人々が主体的にまちづくりに参加することが重要です。

人口規模の変化にも対応できる、持続可能なまちづくりを進めるため、住民自身が地域の課題に目を向け、多様な人々が相互に連携・補完しながら、問題を解決しながら「楽しいまち」を一緒につくっていく機運を醸成していく必要があります。

また、まちづくりは「人づくり」といわれるように、マンパワーの充実が町の活性化に必要不可欠なものであり、地域住民の潜在能力を引き出す施策を展開していくことが求められています。

超高齢化が進む中で、地域の自主性や主体性を衰退させない対策が必要となっており、住民一人一人が豊かな心で生活できる地域にしていくことが大切です。

(2) その対策

① 豊かな心で生活できる地域づくり

1) 町民参画のまちづくり

町民自らがまちづくりについて考え、町民同士が集う交流活動を充実させるため、既存の公共

施設の活用を含めた活動拠点の整備などを支援していきます。

また、世代間交流や地域間交流の推進とともに、福祉や生涯学習などにおけるNPO、ボランティア組織等の人材育成を行っていきます。

2) ジェンダー平等のまちづくり

ジェンダーの平等は、世界中の人々が豊かに暮らし続けていくための世界共通の目標として、2015年に国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）でも、「目標5. ジェンダー平等を実現しよう」として掲げられるなど、大きく取り上げられています。

本町においても、この目標達成に向け「男性だから」「女性だから」という理由で不平等が生まれないように、一人一人が周りの人にジェンダーを押しつけてしまっていないか考える姿勢をもち、男女が互いに人権を尊重しながら、ともに社会のあらゆる分野に参画し、個性や能力を発揮できる社会の実現が必要です。

そのために、意識の啓発や学習機会の提供を行い、仕事と生活の調和が可能となる環境整備などジェンダー平等のまちづくりを目指していきます。

② 都農高校跡地有効活用

県立高等学校教育整備計画により、昭和30年の開校来67年間続いた県立都農高校が令和2年度末に閉校となりました。

都農高校跡地は、町の中心部に位置しながら広大な敷地を有している好立地かつ恵まれた環境を備えており、閉校後も町の活性化のため活用したい考えから、閉校直後に県から施設を町が譲り受けました。

官民連携やPPP/PFI等オープンイノベーションによる利活用の検討を行いながら、交流拠点としての役割を持つ施設として地域の活性化につながる場所として活用していきます。

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1)過疎地域持続的発展特別事業	人権啓発事業	町	
		男女共同参画事業	町	
		都農高校跡地有効活用事業	町 民間	

事業計画（令和8年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲載）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進人材育成	(2)過疎地域持続的発展特別事業 人材育成	地域活性化起業人受入れ事業	町	

		特定地域づくり事業	民間	
2 産業の振興	(10)過疎地域持続的 発展特別事業 第1次産業	農業支援事業	認定農業者等	
		新規就農者研修受入れ事業	町	
		新規就農者育成総合対策事業	町	
		農業法人支援事業	町	
		肉用牛生産基盤強化対策事業のうち「家畜導入及び自家保留補助事業」	町	
		肉用牛生産基盤強化対策事業のうち「飼料安定供給支援」と「地域生産システム検討」	町	
		漁業振興対策基金事業・基金積立 ※産業の振興	町	
		漁業資源繁殖施設整備事業 ※産業の振興(築いそ整備)	町	
		農業振興対策基金事業・基金積立 ※産業の振興	町	
		商工業・6次産業化	地域食材を活用した商品開発、地域ブランディング事業	町
		都農町商工会運営補助金	商工会	
	観光	都農町観光協会補助金	町観光協会	
		道の駅「つの」指定管理事業	町	
企業誘致	企業立地促進に関する奨励金事業	町		
3 地域における情報化	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 デジタル技術活用	デジタルフレンドリー事業	町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的 発展特別事業 公共交通	コミュニティバス運行事業(デマンド型乗合タクシー運行业務を含む。)	町委託業者	
		広域的コミュニティバス路線運行費補助金	町	
5 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的 発展特別事業			

	防災・防犯	防災資機材・備蓄品整備事業	町	
		自主防災資機材配備	町	
		消防資機材購入事業	町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	不妊治療費助成事業	町	
		むし歯予防事業	町	
		子ども家庭センター事業	町	
		子ども医療費無償化事業	町	過疎地域の持続的発展のため少子化対策として、本事業を実施することにより子どもを生き育てやすい環境を提供する。
		すこやか入学応援金事業	町	過疎地域の持続的発展のため少子化対策として、本事業を実施することにより子どもを生き育てやすい環境を提供する。
		保育料無償化事業	町	過疎地域の持続的発展のため少子化対策として、本事業を実施することにより子どもを生き育てやすい環境を提供する。
		子育て応援手当事業	町	
		保育活動等事業	町	
	高齢者・障害者福祉	介護予防・生活支援サービス事業(総合事業)	町	
		家族介護支援事業	町	
		福祉用具・住宅改修支援事業	町	
		成年後見制度利用支援事業	町	
		認知症高齢者見守り事業	町	

介護給付等費用適正化事業	町	
生活支援体制整備事業	町	
在宅医療・介護連携推進事業	町	
広域在宅医療・介護連携推進事業	児湯5 町	
認知症総合支援事業	町	
地域ケア会議推進事業	町	
地域包括支援センター運営事業	町	
介護予防普及啓発事業	町	
100まで運動教室（介護予防運動教室）	町	
介護予防運動サポーター養成等事業	町	
高齢者温泉保養助成事業	町	
短期宿泊事業	町	
寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業	町	
多世代交流等活動支援事業	町	
ちょこっとサービス事業	町	
高齢者活動支援事業	町	
高齢者あん摩・マッサージ・はり及びきゅう 施術助成事業	町	
高齢者在宅生活支援事業	町	
介護職員等確保支援事業	町	
家族介護慰労金支給事業	町	
社会福祉協議会補助金事業	町	
障がい者住宅改造助成事業	町	

	健康づくり	結核予防事業	町	
		任意予防接種事業	町	
		健康増進事業	町	
	その他	保護司会補助事業	町	
7 医療の確保	(3)過疎地域持続的 発展特別事業 自治体病院	医師等確保対策事業	国保病院	
		薬剤師確保対策事業	国保病院	
		地域医療促進事業	町 国保病院	
8 教育の振興	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 その他	藤見公園管理委託事業(指定管理者)	町	
		学力向上推進事業	町	
		糸満市・都農町中学生交流事業	町	
		糸満市・都農町少年交流事業	町	
9 集落の整備	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 集落整備	自治会活動支援事業	自治会	
		自治公民館整備等補助金	自治会	
11 再生可能エ ネルギーの 利用の促進	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 再生可能エネルギ ー利用	太陽光第三者所有事業(PPA 事業)	町 民間	
		省エネ ESCO 事業	町 民間	
		公用車 EV カーの導入拡大	町	
12 その他地 域の持続的 発展に関し 必要な事項	(1)過疎地域持続的 発展特別事業	人権啓発事業	町	
		男女共同参画事業	町	

		都農高校跡地有効活用事業	町 民間	
--	--	--------------	---------	--